

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	緊対 00-01 <u>R 3</u>
提出年月日	<u>令和 5 年 3 月 2 3 日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（緊対）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第 30 条、第 50 条 緊急時対策所」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない。（概要などは比較対象外）
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

3. 本資料の位置付けについて

本資料の進捗は下表のとおりである。

今回の資料提出の目的は、事業変更許可の八号及び添付書類八の記載事項の基本設計方針への展開方針を示すことである。

資料	対応事項	未対応事項
別紙 1	<ul style="list-style-type: none"> ・3/14 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映 ・別紙 1 ①別添「事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書 (本文) との対応表」を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針及び事業変更許可申請書 本文と事業変更許可申請書 添付書類六との記載位置の整合
別紙 2	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映) ・添付書類記載事項の展開(別紙 4 の反映)
別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類記載事項の展開(別紙 4 の反映) ・補足説明すべき項目の追記
別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映) ・2/16 ヒアリングにおける蒸発乾固 00-01 への指摘事項の反映 ・本文・添付書類間、添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成 ・添付書類記載事項の充実(上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する等の対応)
別紙 5	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記
別紙 6	<ul style="list-style-type: none"> ・(前回提出内容から変更なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の体裁の確認(変更前の記載がない場合の記載作法) ・基本設計方針の展開(別紙 1 の反映)

緊対 00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(緊対)】

資料No.	別紙		備考	
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	3/23	3	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

・基本設計方針及び事業変更許可申請書 本文と事業変更許可申請書 添付書類六との記載位置の整合

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（1 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>（緊急時対策所） 第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。 DB①, DB②, DB③, DB④</p> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。DB⑩, SA⑬</p> <p>第五十条 第三十条第一項の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。 SA①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。SA⑩</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。SA⑫</p>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.3 その他の主要な事項 7.3.9 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求事項」に基づくものとする。</u></p> <p>緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。 DB①-1, SA①</p> <p>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設置する設計とする。 DB②-1, 2</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (r) 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</u> DB①-1, SA①</p> <p><u>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</u> DB②-1</p> <p>①(P16)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 <u>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</u> DB②-2</p>	<p>9.16 緊急時対策所 9.16.1 設計基準対象の施設 9.16.1.1 概要</p> <p><u>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、【DB②-1】適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</u> DB④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 再処理施設では、共用については、後段(6ページ)にMOX燃料加工施設と共用する内容を記載をしているた</p>

【許可からの変更点】
設工認申請において、常設設備に対しては「設置する設計とする」を用いることとしたため、記載を適正化した。（以下同じ）

【「等」の解説】
「情報の把握等」とは、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集及び再処理施設の内外の通信連絡を行うことを示す。

【凡例】

下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
紫字：SA 設備に関する記載
黄色吹き出し：発電炉との差異の理由 灰色吹き出し：許可からの変更点等
緑色吹き出し：事業変更許可申請書本文八号又は添付書類八の記載

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（2 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。SA⑬</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 緊急時対策所を設置する基本方針は同様だが、再処理施設の許可に合わせるため、緊急時対策建屋の建屋構造を記載している。</p> <p>【許可からの変更点】 基本設計方針では、申請対象設備で担保すべき機能・性能に関する基本的な要求を満たすための設計概念、基本的な考え方を記載し、仕様表では、機能・性能を発揮するための具体的な数値等を記載することとした。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 設計基準事故に対処する設備について明確化した。</p> <p>（当社の記載） <不一致の理由> 許可を踏まえた有毒ガス防護に係る対応の明確化のため。</p>	<p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋に収納する設計とする。DB③-1</p> <p>緊急時対策所は、必要な指示を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。DB③-2, SA⑬-1</p> <p>緊急時対策建屋は、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物とする設計とする。DB④</p> <p>緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。DB③-3</p> <p>緊急時対策所は、設計基準事故に対処するため、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機、主配管（緊急時換気系）、監視制御盤、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置、データ表示装置を使用する設計とする。DB②-3</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。DB⑩-1, 2, SA⑬-1, 2</p>	<p>②(P16)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。DB③-1, 2</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、【DB④】地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²【DB④】の建物である。DB④</p> <p>③(P16)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。DB⑩-2, SA⑬-2</p>	<p>⑬(P58)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所は、必要な指示を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。SA⑬-1</p> <p>⑭(P6)から</p> <p>9.16.1.2 設計方針 (1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。DB③-3</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。 なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。 （「耐震性及び耐津波性」、「中央制御室に対する独立性」及び「代替交流電源の確保」についての内容であるため省略する）</p> <p>「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。 （重大事故等が発生した場合における対処の内容であるため省略する。）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（3 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 342 486 594">【許可からの変更点】 有毒ガス防護に係る影響評価については、他条文の基本設計方針を踏まえた記載としているため明確化した。</p> <p data-bbox="172 1010 471 1213">(当社の記載) <不一致の理由> 許可を踏まえた有毒ガス防護に係る対応の明確化のため。</p>	<p data-bbox="557 306 1032 575">そのために、第1章 共通項目の「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」及び「7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護できる設計とする。 DB⑩-3, 4, SA⑬-3, 4</p> <p data-bbox="557 1461 1032 1661">敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るため、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。DB⑩-5, SA⑬-5</p> <p data-bbox="557 1797 1032 1898">なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。 DB⑩-6, SA⑬-6</p>	<p data-bbox="1056 306 1531 436">そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB⑩-3, SA⑬-3</p> <p data-bbox="1056 510 1531 640">そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB⑩-4, SA⑬-4</p> <p data-bbox="1056 747 1531 982">有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする発生源を特定する。DB⑬, SA⑭</p> <p data-bbox="1056 1020 1531 1121">また、有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。DB⑬, SA⑭</p> <p data-bbox="1056 1159 1531 1255">上記評価を踏まえた対策等により、当該要員を防護できる設計とする。 DB⑬, SA⑭</p> <p data-bbox="1056 1329 1531 1598">リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。DB⑩-5, SA⑬-5</p> <p data-bbox="1056 1797 1531 1898">なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。 DB⑩-6, SA⑬-6</p>	<p data-bbox="1878 254 2024 283">⑫(P7)から</p> <p data-bbox="1555 306 2030 470">そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB⑩-3, SA⑬-3</p> <p data-bbox="1878 1339 2024 1369">⑫(P8)から</p> <p data-bbox="1555 1392 2030 1591">9.16.1.4 主要設備 (1) 緊急時対策所 したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。 DB⑩-5, SA⑬-5</p> <p data-bbox="1555 1717 1852 1898">【許可からの変更点】 有毒ガス防護に係る影響評価については、添付書類で示すため、記載を適正化した。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（4 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 敷地内の可動源に対する記載については、他条文にて記載しているため、基本設計方針の記載箇所を明確化した。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「異臭等」とは、異音（容器の破裂音、漏えい音）、目視（色や煙）、有毒ガス検知器による認知であり、添付書類で示す。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「情報を入手した者等」とは、立会人から連絡を受けた所内の作業員および所外のタンクローリの運転手の総称であり許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「防護具の着用等」とは、化学薬品漏えいに係る終息活動、化学薬品の取扱い方法の遵守、室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の影響を考慮した対応あり、添付書類で示す。(以下同じ)</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 許可を踏まえた有毒ガス防護に係る対応の明確化のため。</p>	<p>敷地内外の可動源に対しては、第1章共通項目の「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員(統括当直長)が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とする。DB⑩-7, SA③-7</p> <p>なお、通信連絡設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.10 通信連絡設備」に示す。SA②</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。DB⑩-8, SA③-8</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、主配管(緊急時対策所換気系)及び監視制御盤で構成する。DB⑩-9, SA③-9</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の入力を遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。DB⑩-10, SA③-10</p>	<p>⑦(P17)から</p> <p>敷地内外の可動源に対しては、「ロ.(7)(i)(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員(統括当直長)が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。DB⑩-7, SA③-7</p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。DB⑩-8, SA③-8</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備を明確化した。</p>	<p>③(P9)から</p> <p>9.16.1.4 主要設備 (2) 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設ける設計とする。DB⑩-9, SA③-9</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の入力を遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。DB⑩-10, SA③-10</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 (緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備における各設備の機器及び設計条件についての内容であるため省略する) 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計に当たっては、緊急時対策所に必要な外気取入れ量に対して十分な余裕を考慮した設計とする。また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。 (緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の耐震性についての内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、加圧設備及び緊急時対策所外の環境条件等については、後段(29ページ)の緊急時対策建屋換気設備の第三十六条等対処設備展開に記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（5 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「異常等」とは、事象発生から設計基準事故時までを含む異常状態の総称であり、許可の記載を用いた。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所として設置する設備の考え方は同様だが、緊急時対策所の設備構成を明確化するために記載した。</p>	<p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を設ける設計とする。DB⑨-1</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する設計とする。DB⑥-1</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置及び設ける設計とする。DB⑦-1</p> <p>なお、通信連絡設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.10 通信連絡設備」に示す。SA②</p>	<p>【許可からの変更点】 設工認申請において、可搬型設備に対しては「設ける設計とする」を用いることとしたため、記載を適正化した。（以下同じ）</p> <p>別紙1①別添(45/70)から【添付資料八】</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材 統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋外用）、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備として設置及び配備する。DB⑦-1</p>	<p>【許可からの変更点】 他箇所と記載の横並びをとり「指示を行う要員」と適正化した。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。DB⑨-1</p> <p>②(P40)へ</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。DB⑥-1</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外に必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク IP 電話、統合原子力防災ネットワーク IP-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。DB⑦-1</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。DB④、SA④</p>	<p>「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>（重大事故等が発生した場合において、居住性を確保するための措置についての内容であるため中略）</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p> <p>（出入管理区画の内容であるため省略する）</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 放射線量等の監視を行うための設備は、後段(34ページ)の緊急時対策建屋放射線計測設備にて記載してい</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（6 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所として設置する設備の考え方は同様だが、緊急時対策所の設備構成を明確化するために記載した。</p>	<p>緊急時対策所は、MOX 燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。DB⑤</p> <p>【「等」の解説】 「十分な収容人数等」の指す内容は、設計基準事故時に対処する収容人数の他、居住性の確保であり、添付書類で示す。</p>		<p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。DB⑤</p> <p>9.16.1.2 設計方針 (1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。DB③-3</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。DB④</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。DB④</p> <p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。DB④</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。DB④</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。DB④</p> <p>(6) 緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができるようにするため、換気設備を設置する設計とする。また、防護具を配備する。DB④, SA④</p>	<p>⑩(P2)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（7 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>9.16.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。DB◇ 緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。DB◇</p> <p>9.16.1.4 主要設備 (1) 緊急時対策所 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。DB◇</p> <p>緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。DB◇</p> <p>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれない設計とする。DB◇, SA◇</p> <p style="text-align: right;">⑳(P3)へ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB⑩-3, SA⑬-3</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガス評価ガイドを参考とし、再処理施設の特徴（再処理プロセスで大量に化学薬品を取り扱うため、化学薬品の取扱いに係る安全設計がなされている等）を考慮する。DB◇, SA◇</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。DB◇, SA◇</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、内包する化学物質が全量流出することを設定す</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（8 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>る。DB④, SA④</p> <p>敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。DB④, SA④</p> <p style="text-align: right;">②(P3)へ</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。</p> <p>DB⑩-5, SA③-5</p> <p>なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。DB④, SA④</p> <p>敷地内外の可動源に対しては、「1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。DB④, SA④</p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。DB④, SA④</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。DB④</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（9 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p style="text-align: right;">㉓(P4)へ</p> <p>(2) 緊急時対策建屋換気設備 <u>緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設ける設計とする。</u> DB⑩-9, SA㉓-9</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の取入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 DB⑩-10, SA㉓-10</p> <p>本システムの流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。 DB◇, SA◇</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。DB◇, SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-1図に示す。DB◇, SA◇</p> <p>(3) 緊急時対策建屋環境測定設備 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。DB◇</p> <p>(4) 緊急時対策建屋情報把握設備 <u>データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために【DB⑥-3】必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。</u> DB◇</p> <p style="text-align: right;">㉔(P40)へ</p> <p>データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-2図に示す DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（10 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(5) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P - F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。DB◇</p> <p>設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整理する。DB◇</p> <p>9.16.1.5 試験・検査</p> <p>(1) 主要設備は、その機能を確保するため定期的な試験及び検査を行う。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（11 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容量 約63,500m³/h/台DB⇩</p> <p>b) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ（MOX燃料加工施設と共用） 数量 1式DB⇩</p> <p>c) 監視制御盤（MOX燃料加工施設と共用） 面数 1DB⇩</p> <p>2. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 測定範囲 0.0～25.0 v o 1 %DB⇩</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 測定範囲 0.0～5.0 v o 1 %DB⇩</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 測定範囲 0.0～9.0 p p mDB⇩</p> <p>3. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）DB⇩</p> <p>b) データ表示装置 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）DB⇩</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（12 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「遮蔽設備及び換気設備を設置する等」の指す内容は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の確認並びに緊急時対策所内外の線量率及び放射性物質濃度の確認ができる設備を設けることであり、添付書類で示す。</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を使用する設計とする。 SA②-1, 2, ⑩-1, 2, ⑫-1, 2 また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。 SA⑬-2, 3</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、【SA②-1】<u>重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備【SA⑩-1】及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。【SA⑫-1】</u>また、<u>重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。SA⑬-2</u></p> <p>⑧(P18)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、【SA②-2】<u>重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備【SA⑩-2】及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。【SA⑫-2】</u>また、<u>重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。SA⑬-3</u></p>	<p>9.16.2 重大事故等対処設備 9.16.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。SA④ また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため省略する) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する) 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 再処理施設では、後段（緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備）にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（13 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所として設置する設備の考え方は同様だが、緊急時対策所の設備構成を明確化するために記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 通信連絡設備については、他条文の基本設計方針で記載しているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所として設置する設備の考え方は同様だが、緊急時対策所の設備構成を明確化するために記載した。</p>	<p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を使用する設計とする。SA②-3</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する設計とする。SA⑩-3</p> <p>また、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を使用する設計とする。SA⑫-3</p> <p>通信連絡設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.10 通信連絡設備」に示す。SA⑫</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する設計とする。SA⑪-1</p>	<p>⑨(P50)から</p> <p>(f) 通信連絡設備 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。SA⑫-3</p> <p>通信連絡設備は、「四、A. リ.(4)(x) 通信連絡設備」に記載する。SA⑫</p>	<p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。SA②-3</p> <p>重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。SA⑩-3</p> <p>また、重大事故等が発生した場合においても【SA⑫-3】再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として通信連絡設備を設置又は配備する。SA⑫</p> <p>外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置する。SA⑪-1</p> <p>緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。SA⑫</p> <p>⑫(P22)へ</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA⑫</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 (情報収集設備について具体的な内容の記載であるため省略する)</p> <p>c. 通信連絡 (原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 (通信連絡設備設備について具体的な内容の記載であるため省略する)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（14 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設特有の被ばく評価条件となる重大事故想定を記載するため。</p> <p>【「等」の解説】 「交代要員体制等」の指す内容は、交代要員体制及び安定ヨウ素剤の服用ことであり、添付書類で示す。</p> <p>【許可からの変更点】 居住性の確保のために期待する機能を明確化した。</p>	<p>【許可からの変更点】 想定する重大事故等の内容は、許可において定義済みであるため。(以下同じ)</p> <p>緊急時対策所は、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋の気密性の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。SA②-4,5</p>	<p>⑩(P21)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。SA②-5</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。SA②-4</p>		<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置、緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置、被ばく評価及び濃度計についての内容であるため省略する) 重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する) 緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 居住性評価の条件として想定する事象が異なるため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（15 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="192 821 477 1020" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 許可を踏まえた有毒ガス防護に係る対応の明確化のため。</p> </div>	<p>緊急時対策所は、重大事故等への対処が開始されている状態で、漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の実施組織要員(実施責任者)が、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に連絡することで、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設置する設計とする。SA②-11</p> <p>なお、通信連絡設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.10 通信連絡設備」に示す。SA②</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。SA②-12</p> <p>これらの対策により、有毒ガスによる影響を考慮した場合でも、緊急時対策所に重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。SA②-13</p>	<p>①(P21)から</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所は、重大事故等への対処が開始されている状態で、漏えい又は異臭等の異常を確認した者(立会人、公的機関から情報を入手した者等)から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の実施組織要員(実施責任者)が、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員(非常時対策組織本部の本部長)に連絡することで、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA②-11</u></p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。SA②-12</p> <p><u>これらの対策により、有毒ガスによる影響を考慮した場合でも、緊急時対策所に重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。SA②-13</u></p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（16 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所</p> <p style="text-align: right;">①(P1)へ</p> <p><u>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。DB②-2</u></p> <p style="text-align: right;">②(P2)へ</p> <p><u>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。DB③-1, 2</u></p> <p><u>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、【DB④】地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²【DB④】の建物である。DB④</u></p> <p><u>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。DB④</u></p> <p style="text-align: right;">⑫(P40)へ</p> <p><u>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する【DB⑦-2】事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。DB⑥-3</u></p> <p><u>所内データ伝送設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に、DB⑦-3</u> <u>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載する。DB⑧</u></p> <p style="text-align: right;">③(P2)へ</p> <p><u>緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。DB⑩-2, SA⑭-2</u></p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（17 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB⑩-4, SA⑬-4</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが作業環境中に多量に放出され、人体へ悪影響を及ぼすおそれがあるかの観点から、化学物質の性状、保有量及び保有方法を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。DB⑬, SA⑭</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる保有量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。DB⑬, SA⑭</p>	④(P3)へ		
		<p>敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。DB⑩-5, SA⑬-5</p>	⑤(P3)へ		
		<p>なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。DB⑩-6, SA⑬-6</p>	⑥(P3)へ		
		<p>敷地内外の可動源に対しては、「ロ.(7)(i)(d) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。DB⑩-7, SA⑬-7</p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。DB⑩-8, SA⑬-8</p>	⑦(P4)へ		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（18 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設置することにより、その機能を喪失しない設計とする。SA③-1</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。SA③-2</p>	<p>⑧(P12, 40)へ</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。SA③-1</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。SA③-2</p>	<p>9.16.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、【SA④】重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、【SA③-1】基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。SA④</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 a. 耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は敷地高さT.P.+23 m以上に設置し、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（19 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。</p>	<p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は設ける設計とする。SA④</p>	<p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。SA④</p>	<p>⑳(P58)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。SA④</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって制御室と同時に機能喪失しない設計とする。SA④</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。SA④</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。SA④</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等への対処が開始されている状態で、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の実施組織要員（実施責任者）が、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA④</p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。SA④</p> <p>これらの対策により、有毒ガスによる影響を考慮した場合でも、緊急時対策所に重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 b. 中央制御室に対する独立性 緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（20 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止する方針は同様であるが、当社施設特有の機能のため。 (エアロック機構)</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設置する設計とする。SA⑤-1</p> <p>また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。SA⑤-2</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。SA⑤-1</p>	<p>⑳(P59)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、【SA④】 出入管理区画【SA⑤-1】を設ける設計とする。SA④</p> <p>また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。SA⑤-2</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置、緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置、被ばく評価、濃度計及び放射線量の監視、測定についての内容であるため省略する)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（21 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p style="text-align: right;">⑩(P14)へ</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定した場合において、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。SA②-5</p> <p style="text-align: right;">⑪(P15)へ</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等への対処が開始されている状態で、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の実施組織要員（実施責任者）が、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。SA③-11</p> <p>また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。SA③-12</p> <p>これらの対策により、有毒ガスによる影響を考慮した場合でも、緊急時対策所に重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。SA③-13</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（22 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA②</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。SA③-4</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。SA③-5</p>	<p>⑬ (P23, 28, 32, 36, 43, 48) へ</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA②</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。【SA③-4】また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。SA③-5</p>	<p>⑳ (P13) から</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため省略する) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では当該記載は、前段（1ページ）に記載している。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では当該記載は、前段（12ページ）に記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（23 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 記載の適正化（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ）</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【「等」の解説】 「倒壊等」の指す内容は、他の設備に悪影響を及ぼす可能性のある事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>【許可からの変更点】 各重大事故等対処設備に対する共用における考慮に係る設計について明確化するため。（以下同じ）</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑥-1</p> <p>(1) 多様性、位置的分散 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-2</p> <p>(2) 悪影響防止 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。SA⑮-2 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な遮蔽機能確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-2</p>	<p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。 SA⑥-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-1</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-2</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-1</p> <p>⑬(P22)から</p> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、MOX 燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 SA⑮-2</p> <p>【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ）</p>		<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため省略する) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する) 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、緊急時対策所加圧設備（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。）、酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エアモニタを設ける設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>（発電炉の記載） 〈不一致の理由〉 再処理施設では当該記載は、前段（12 ページ）に記載している。</p> <p>（発電炉の記載） 再処理施設では、後段（緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備）にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（24 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 268 451 619"> （当社の記載） <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。 </p> <p data-bbox="192 709 451 846"> 【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ） </p>	<p data-bbox="557 237 1026 405"> (3) 環境条件等 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。SA⑰-1 </p> <p data-bbox="557 443 1026 678"> (4) 試験・検査 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。SA⑱-1 また、当該機能を健全に維持するため、保守が可能な設計とする。SA⑱-1 </p>	<p data-bbox="1056 275 1525 405"> <u>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。SA⑰-1</u> </p> <p data-bbox="1056 478 1525 573"> <u>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。SA⑱-1</u> </p> <p data-bbox="1056 716 1525 877"> a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 厚さ 約1.0m以上 SA㉑ </p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（25 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】申請対象設備を明確にしたため。</p> <p>【許可からの変更点】申請対象設備の設備構成を示したため。(以下同じ)</p> <p>【許可からの変更点】記載の適正化(緊急時対策所の方針として、設計基準対象の施設と兼用することを具体的設備展開に先立って明確化した。)(以下同じ)</p>	<p>7.3.9.1 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑦-1</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、主配管(緊対所換気系)、緊急時対策建屋加圧ユニット、主要弁、主配管(待機室加圧系)、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤で構成する。SA⑦-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備を構成する重大事故等対処設備のうち、緊急時対策建屋送風機、主配管(緊対所換気系)及び監視制御盤は、設計基準対象の施設と兼用する。SA⑦-3</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設は許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。</p>	<p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。 SA⑦-1</p> <p>⑭, ⑮, ⑯ (P30) から</p> <p>a) 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 4 台【SA④】 (予備として故障時のバックアップを 2 台 SA⑦-3, ④) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 1 式 SA⑦-3, ④ 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 1 面 SA⑦-3</p>	<p>⑳ (P61) から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 b. 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、【SA④】緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤【SA⑦-2】を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置についての記載であるため省略する) 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。 (緊急時対策所にとどまる要員の被ばく評価、濃度計、放射線量の監視、測定及び出入管理区画についての内容であるため省略する) ※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する) 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽 (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、二次遮蔽、緊急時対策所非常用換気設備 (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、緊急時対策所加圧設備 (東海、東海第二発電所共用 (以下同じ。))、酸素濃度計 (東海、東海第二発電所共用)、二酸化炭素濃度計 (東海、東海第二発電所共用)、可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エリアモニタを設ける設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、当該記載は、前段 (12 ページ) の緊急時対策所に記載している。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、前段及び後段 (緊急時対策所、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備) にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（26 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 居住性の確保という方針は同様であるが、再処理施設特有の機能を記載するため。(発電炉には再循環モードが無い)</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋換気設備であることを明確化した。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。SA⑦-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。SA⑦-5</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。SA⑦-6</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。SA⑦-7</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。SA⑦-8</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。SA⑦-5</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。SA⑦-6</p> <p>【許可からの変更点】 非常時対策組織の要員数及びとどまる期間に関しては添付書類で示すため。</p>	<p>⑩(P61)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 b. 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。SA⑦-4</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 b. 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、【SA④】再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、【SA⑦-5】外気を取り入れを遮断し、【SA④】緊急時対策建屋フィルタユニットを通して【SA⑦-5】緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。SA④</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニット【SA④】から空気を供給することで【SA⑦-6】待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。SA④</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約50人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。SA⑦-7</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。SA⑦-8</p> <p>⑪(P62)から</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置についての内容であるため省略する) 緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。 緊急時対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。)) (個数1, 計測範囲0~200 Pa)は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。 (緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽及び出入管理区画の内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用換気設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置(東海、東海第二発電所共用)を設ける設計とする。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。 (緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計条件及び耐震性についての内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 再処理施設では当該記載は、後段(31ページ)の緊急時対策建屋環境測定設備に記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（27 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 632 474 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>7.3.9.1.1 多様性, 位置的分散 緊急時対策建屋換気設備は、<u>共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-3</u></p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、<u>共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-4</u></p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機は、<u>多重性を有する設計とする。SA⑭-5</u></p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋排風機は、<u>2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な容量を有するものを合計4台設置することで多重性を有する設計とする。SA⑭-6</u></p> <p>7.3.9.1.2 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備は、<u>他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-3</u></p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、<u>回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-4</u></p>	<p><u>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-3</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-4</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-3</u></p>	<div data-bbox="1863 653 2030 695" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑳ (P51) から</p> </div> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性, 位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 <u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで【SA◇】、多重性を有する設計とする。SA⑭-5, 6</u></p> <div data-bbox="1863 1304 2030 1346" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>㉓ (P53) から</p> </div> <p>9.16.2.2 設計方針 (2) 悪影響防止 <u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプ【SA◇】は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-4</u></p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（28 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="192 457 468 835" style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">(当社の記載) 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="192 1171 468 1371" style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">【許可からの変更点】 仕様表対象と仕様表対象外に分けたため。</p>	<p data-bbox="557 373 1032 779">緊急時対策建屋換気設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。SA⑮-5 緊急時対策建屋換気設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-5, ⑯-1, 2 なお、数量に係る設計方針については、7.3.9.1.3「個数及び容量」に示す。SA⑮-5, ⑯-1, 2</p> <p data-bbox="557 814 1032 1182">7.3.9.1.3 個数及び容量 MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。SA⑮-6, ⑯-1</p> <p data-bbox="557 1325 1032 1560">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台を有する設計とする。SA⑮-7, ⑯-2</p> <p data-bbox="557 1598 1032 1955">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。SA⑮-8, ⑯-3</p>	<p data-bbox="1368 258 1525 289">⑬ (P22) から</p> <p data-bbox="1056 306 1525 510">(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-5</p> <p data-bbox="1056 852 1525 1287">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台【SA□】を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台【SA□】以上を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基【SA□】を有する設計とするとともに、故障時バックアップを含めた6基【SA□】以上を有する設計とする。SA⑮-6, 7, ⑯-1, 2</p> <p data-bbox="1056 1598 1525 1955">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4,900m³【SA□】以上を有する設計とする。SA⑮-8, ⑯-3</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（29 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「風（台風）等」の詳細は、「第十六条安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため本基本方針では記載しない。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点】 許可の整理において、パラメータ確認はフィルタ差圧の確認としているため。</p> <p>（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.3.9.1.4 環境条件等 緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-3</p> <p>7.3.9.1.5 試験・検査 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-2 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、分解点検が可能な設計とする。SA⑱-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するため、外観点検、フィルタ差圧の確認が可能な設計とする。SA⑱-3 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。SA⑱-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、取替え、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。SA⑱-4 また、当該機能を健全に維持するため、保守が可能な設計とする。SA⑱-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-5 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、校正が可能な設計とする。SA⑱-5</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA⑰-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。SA⑱-2</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。SA⑱-3</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。SA⑱-4</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑱-5</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（30 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>a) 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p><u>緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 4 台【SA◇】 (予備として故障時のバックアップを2台 SA⑦-3, ◇</u></p> <p>緊急時対策建屋排風機 (MOX燃料加工施設と共用) 4 台 (予備として故障時のバックアップを2台) SA□</p> <p>緊急時対策建屋フィルタユニット (MOX燃料加工施設と共用) 6 基 (予備として故障時のバックアップを1基) SA□</p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 1 式SA⑦-3, ◇</u></p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニット (MOX燃料加工施設と共用) 4,900 m³以上SA□</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 1 式SA□</p> <p>対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 1 基SA□</p> <p>待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共用) 1 基SA□</p> <p><u>監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 1 面 SA⑦-3</u></p>	<p>⑭ (P25) から</p> <p>⑮ (P25) から</p> <p>⑯ (P25) から</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（31 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.3.9.2 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA⑧-1</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計で構成する。SA⑧-2</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備を構成する重大事故等対処設備は、設計基準対象の施設と兼用する。SA⑧-3</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。SA⑧-4</p>	<p>(c) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA⑧-1</p> <p>⑰(P33)から</p> <p>a) 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑧-3</p> <p>可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑧-3</p> <p>可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑧-3</p>	<p>⑳(P63)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 c. 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、【SA④】可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計【SA⑧-2】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA④</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。SA⑧-4</p>	<p>※「緊急時対策所」第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置、緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置及び被ばく評価についての内容であるため省略する) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計 (東海、東海第二発電所共用) (個数 1 (予備 1)) 及び二酸化炭素濃度計 (東海、東海第二発電所共用) (個数 1 (予備 1)) を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 放射線量等の監視を行うための設備は、緊急時対策建屋放射線計測設備にて記載している。</p>

(当社の記載) <不一致の理由> 再処理施設は許可の記載を踏襲し、設備間で兼用することについて記載しているため。

(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、個数及び計測範囲については、仕様表で示すため。

(発電炉の記載) <不一致の理由> 放射線量等の監視を行うための設備は、緊急時対策建屋放射線計測設備にて記載している。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（32 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 436 468 667">【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ）</p> <p data-bbox="172 758 468 1157">（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="172 1661 468 1860">【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。（以下同じ）</p>	<p data-bbox="557 239 1026 443">7.3.9.2.1 多様性、位置的分散 緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、<u>離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>SA⑭-7</p> <p data-bbox="557 478 1026 779">緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA⑭-8</p> <p data-bbox="557 814 1026 982">7.3.9.2.2 悪影響防止 緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-9</p> <p data-bbox="557 1121 1026 1184">緊急時対策建屋環境測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA⑮-10</p> <p data-bbox="557 1192 1026 1388">緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-10、⑯-4</p> <p data-bbox="557 1396 1026 1493">なお、数量に係る設計方針については、7.3.9.2.3「個数及び容量」に示す。SA⑮-10、⑯-4</p> <p data-bbox="557 1528 1026 1560">7.3.9.2.3 個数及び容量</p> <p data-bbox="557 1568 1026 1902">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台を確保する設計とする。SA⑮-11、⑯-4</p>	<p data-bbox="1056 275 1525 443">緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>SA⑭-7</p> <p data-bbox="1056 478 1525 779">緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。</u>SA⑭-8</p> <p data-bbox="1056 848 1525 982">緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>SA⑮-9</p> <p data-bbox="1368 1010 1525 1041">⑬(P22)から</p> <p data-bbox="1056 1058 1525 1251">(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、<u>MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。</u>SA⑮-10</p> <p data-bbox="1056 1568 1525 1902">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、<u>緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。</u>SA⑮-11、⑯-4</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（33 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.3.9.2.4 環境条件等 緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-4</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-5</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-6</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA⑰-7</p> <p>7.3.9.2.5 試験・検査 緊急時対策建屋環境測定設備は、通常時において、重大事故等に対処するため必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-6</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修、校正が可能な設計とする。SA⑱-6</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-4</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。SA⑰-5</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA⑰-6</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑱-6</p> <p>⑰(P31)へ</p> <p>a) 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑱-3 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑱-3 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 3 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) SA⑱-3</p>	<p>⑳(P57)から</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (4) 環境条件等 b. 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備【SA◇】は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA⑰-7</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（34 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.3.9.3 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA⑨-1</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータで構成する。SA⑨-2</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-3</p>	<p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA⑨-1</p>	<p>③(P63)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (a) 可搬型屋内モニタリング設備 可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【SA⑨】可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ【SA⑨-2】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA⑨</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-3</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 (設計基準における措置、緊急時対策所にとどまる要員の居住性の確保するための措置及び被ばく評価についての内容であるため省略する) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））及び二酸化炭素濃度計（東海、東海第二発電所共用）（個数 1（予備 1））を保管する設計とするとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。 (出入管理区画の内容であるため省略する)</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 (緊急時対策所以外の場所に設けるエリアモニタリング設備についての内容であるため省略する) エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは、重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 緊急時対策所内の環境を測定する設備は、緊急時対策建屋環境測定設備にて記載している。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（35 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉は設置許可にて可搬型発電機ではなく、外部バッテリーを使用することとしており、当社固有の設計となるため。</p> <p>【許可からの変更点】 他条文の設備を使用する記載において、当該設備の設計方針の記載箇所を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 可搬型発電機の燃料補給に使用する設備を明確化した。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機で構成する。SA⑨-4</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-5</p> <p>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。SA⑨-6</p> <p>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。SA⑨-7</p> <p>可搬型環境モニタリング設備を運搬する可搬型重大事故等対処設備として、代替排気モニタリング設備の監視測定用運搬車を使用する設計とする。SA⑩</p> <p>なお、監視測定用運搬車に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6.2 代替モニタリング設備」の「6.2.1 代替排気モニタリング設備」に示す。SA⑩</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機への燃料を補給するための設備として、補機駆動用燃料補給設備の軽油用タンクローリを使用する設計とする。SA⑳</p> <p>なお、補機駆動用燃料補給設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.1.1 電気設備」の「7.1.1.11 補機駆動用燃料補給設備」に示す。SA㉑</p>	<p>「チ. (2) (ii) 放射線監視設備」の監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。SA⑩</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 監視測定用運搬車及び補機駆動用燃料補給設備については、他条文の基本設計方針に記載しているため。</p>	<p>⑳ (P63) から ㉑ (P64) から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (b) 可搬型環境モニタリング設備 可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【SA④】可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機【SA⑨-4】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA④</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-5</p> <p>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。SA⑨-6</p> <p>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。SA⑨-7</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (緊急時対策所以外の場所に設ける移動式周辺モニタリング設備についての内容であるため省略する) 可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉では「放射線管理施設」の記載に含まれたことで「監視測定設備」の要求として結果を記録及び保存することを記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（36 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 961 477 1339" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>7.3.9.3.1 多様性, 位置的分散 緊急時対策建屋放射線計測設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA⑭-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室を設置する制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA⑭-11</p> <p>7.3.9.3.2 悪影響防止 緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-12</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。SA⑮-13 緊急時対策建屋放射線計測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-13, ⑯-5, 6 なお、数量に係る設計方針については、7.3.9.3.3 「個数及び容量」に示す。SA⑮-13, ⑯-5, 6</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA⑭-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA⑭-11</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-12</p> <div data-bbox="1368 1360 1525 1402" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑬ (P22) から</p> </div> <div data-bbox="1053 1417 1531 1627" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 SA⑮-13</p> </div>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（37 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="172 600 468 758">【許可からの変更点】 仕様表対象と仕様表対象外に分けたため。</p> <p data-bbox="172 821 468 1213">（当社の記載） 〈不一致の理由〉 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p data-bbox="172 1255 468 1434">【許可からの変更点】 「可搬型線量率計等」について対象を明確化した。</p>	<p data-bbox="557 237 1026 709">7.3.9.3.3 個数及び容量 MOX 燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。SA⑮-14, ⑯-5</p> <p data-bbox="557 747 1026 1119">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンブラ及び可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台を確保する設計とする。SA⑮-15, ⑯-6</p> <p data-bbox="557 1157 1026 1461">MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有するとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含めた台数を確保する設計とする。SA⑮-16, ⑯-7</p> <p data-bbox="557 1499 1026 1759">7.3.9.3.4 環境条件等 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-8</p>	<p data-bbox="1056 275 1525 709"><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台【SAⅡ】を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台【SAⅡ】、予備として故障時のバックアップを1台【SAⅡ】の合計2台【SAⅡ】以上を確保する。SA⑮-14, 15, ⑯-5, 6</u></p> <p data-bbox="1056 1157 1525 1461"><u>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、【SAⅡ】予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台【SAⅡ】の合計3台【SAⅡ】以上を確保する。SA⑮-16, ⑯-7</u></p> <p data-bbox="1056 1530 1525 1730"><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-8</u></p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（38 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="163 842 471 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-11</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA⑰-12</p> <p>7.3.9.3.5 試験・検査</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-7</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、校正が可能な設計とする。SA⑱-7</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、員数確認、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-8</p> <p>また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。SA⑱-8</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-9</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。SA⑰-10</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA⑰-11</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA⑰-12</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑱-7</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑱-8</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（39 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>a) 可搬型屋内モニタリング設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型エリアモニタ（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ 可搬型ダストサンプラ（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ アルファ・ベータ線用サーベイメータ（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□</p> <p>b) 可搬型環境モニタリング設備 [可搬型重大事故等対処設備] 可搬型線量率計（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ 可搬型ダストモニタ（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ 可搬型データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ 可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用）3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台）SA□</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（40 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.3.9.4 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、設計基準事故及び重大事故等に対処するために必要な情報を把握することができるよう、緊急時対策建屋に設置する設計とする。DB⑥-2, SA⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、制御室内の運転員を介さずに、通信連絡設備の所内データ伝送設備が伝送する事故発生から設計基準事故時の情報を正確、かつ、速やかに把握するために必要なデータ並びに放射線管理施設の環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。DB⑥-3, ⑦-2</p> <p>なお、通信連絡設備に係る設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.10 通信連絡設備」に示す。DB⑦-3</p> <p>また、放射線管理施設に係る設計方針については、第2章 個別項目の「6. 放射線管理施設」に示す。DB⑧</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる情報収集装置及び情報表示装置で構成する。SA⑩-4</p>	<p>(e) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>⑧(P18)から</p> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備【SA⑩-3】及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。</p> <p>⑫(P16)から</p> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する【DB⑦-2】事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。DB⑥-3</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に、DB⑦-3</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載する。DB⑧</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。SA⑩-4</p>	<p>24(P5)から</p> <p>9.16.1 設計基準対象の施設 9.16.1.1 概要 緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず【DB④】設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報【DB⑥-2】を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。DB④</p> <p>⑮(P9)から</p> <p>9.16.1.4 主要設備 (4) 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために【DB⑥-3】必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報収集できる設計とする。DB④</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるように、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS データ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（41 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処するために必要な情報を把握するという方針は同様であるが、事業許可時の整理に基づき、各情報把握設備に関する設計方針（設備構成、監視項目、電源）について記載する。</p>	<p>また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、設計基準対象の施設と兼用し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。SA⑩-5, 6</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する設計とする。SA⑩-7</p> <p>また、データ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要なとなる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。SA⑩-8</p>	<p>また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA⑩-5</p> <p>⑱(P44)から</p> <p>a) 緊急時対策建屋情報把握設備 [常設重大事故等対処設備] データ収集装置（設計基準対象の施設と兼用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA⑩-6 データ表示装置（設計基準対象の施設と兼用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA⑩-6</p>	<p>⑳(P64)から</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。SA⑩-7</p> <p>㉑(P65)から</p> <p>また、データ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要なとなる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。SA⑩-8</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（42 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>7.3.9.4.1 多様性、位置的分散 緊急時対策建屋情報把握設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-12</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-13</p> <p>内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。SA⑭-14</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ必要数として1台ずつで計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑭-15</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ必要数として1台ずつで可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑭-16</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-12</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-13</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備により機能を維持する設計とする。SA⑭-14</p>	<p>⑭(P51)から</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑭-15</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑭-16</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（43 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="166 913 468 1308" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> </div>	<p>7.3.9.4.2 悪影響防止</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-17</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-18</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、MOX 燃料加工施設と共用する。SA⑮-19</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な台数を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-19, ⑯-8, 9</p> <p>なお、数量に係る設計方針については、7.3.9.4.3「個数及び容量」に示す。SA⑮-19, ⑯-8, 9</p> <p>7.3.9.4.3 個数及び容量</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。SA⑮-20, ⑯-8</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ必要数として1台ずつを有するとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台を有する設計とする。SA⑮-21, ⑯-9</p>	<p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-17</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-18</p> <div data-bbox="1368 695 1525 737" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>⑬ (P22) から</p> </div> <div data-bbox="1056 747 1525 947" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 SA⑮-19</p> </div> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。 SA⑮-20, ⑯-8</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ合計2台以上設置することで、多重性を有する設計とする。SA⑮-21, ⑯-9</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（44 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 373 468 527">【許可からの変更点】 内的事象の位置付ける目的について、明確にした。</p> <p data-bbox="181 720 468 1115">(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 239 1026 436">7.3.9.4.4 環境条件等 緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-13</p> <p data-bbox="557 478 1026 1016">内的事象を要因とする重大事故等が発生した場合に対処に用いる緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。SA⑰-14</p> <p data-bbox="557 1058 1026 1220">緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-15</p> <p data-bbox="557 1262 1026 1556">7.3.9.4.5 試験・検査 緊急時対策建屋情報把握設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-9 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保修が可能な設計とする。SA⑱-9</p>	<p data-bbox="1056 275 1525 436">緊急時対策建屋情報把握設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-13</p> <p data-bbox="1056 478 1525 680">緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。SA⑰-14</p> <p data-bbox="1160 785 1448 982">【許可からの変更点】 第三十六条の基本設計方針に合わせ、記載を適正化。</p> <p data-bbox="1056 1058 1525 1184">緊急時対策建屋情報把握設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA⑰-15</p> <p data-bbox="1056 1289 1525 1415">緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑱-9</p> <p data-bbox="1056 1457 1525 1730">a) 緊急時対策建屋情報把握設備 [常設重大事故等対処設備] 情報収集装置 (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA⑳ 情報表示装置 (MOX燃料加工施設と共用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA⑳</p> <p data-bbox="1056 1772 1525 1961">データ収集装置 (設計基準対象の施設と兼用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA⑩-6 データ表示装置 (設計基準対象の施設と兼用) 2 台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA⑩-6</p>	<p data-bbox="1555 1751 1665 1793">⑱ (P41)へ</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（45 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 電源を確保する基本方針は同様だが、再処理施設の許可に合わせるため、緊急時対策建屋電源設備の設備構成を記載している。</p>	<p>7.3.9.5 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化のため。</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-2</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、燃料油サービスタンク、発電機室送風機、主配管(緊急時対策所発電機室系)、6.9kVメタクラ、460Vパワーセンタ、105V対策本部室分電盤、460Vコントロールセンタ、105V無停電電源装置、105V無停電分電盤、110V充電器盤、110V蓄電池、DG始動用充電器盤、DG始動用蓄電池、105Vサーバ室分電盤、105V居室系分電盤、105V計測交流電源盤、105V無停電交流分電盤、105V無停電電源装置(データ収集装置用)及び360V蓄電池及び燃料油移送ポンプで構成する。SA⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、緊急時対策建屋用発電機から6.9kVメタクラ、460Vパワーセンタ、105V対策本部室分電盤、460Vコントロールセンタ、105V無停電電源装置、105V無停電分電盤、110V充電器盤、110V蓄電池、DG始動用充電器盤、DG始動用蓄電池、105Vサーバ室分電盤、105V居室系分電盤、105V計測交流電源盤、105V無停電交流分電盤、105V無停電電源装置(データ収集装置用)及び360V蓄電池を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。SA⑩-4,5</p>	<p>(g) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋電源設備の電源設備を明確化した。</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、多重性を有する電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する。SA⑩-2</p> <p>【許可からの変更点】 外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合の給電及び多重性を考慮した設計については、前段及び後段で記載しているため記載を適正化した。</p>	<p>⑬(P66)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 (a) 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-3</p> <p>⑭(P65)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。SA⑩-5</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 c. 代替交流電源の確保 緊急時対策所には、常用電源設備からの給電が喪失した場合に、代替電源設備である緊急時対策用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、緊急時対策用発電機は、プルーム通過時において、燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。 緊急時対策用発電機は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.3 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900V、1200Aのものを1個）、緊急時対策所用動力変圧器（東海、東海第二発電所共用）（1400kVA、6900/480Vのものを1個）、緊急時対策所用パワーセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480V、1800Aのものを1個）、緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海、東海第二発電所共用）（480V、1200A及び210V、800Aのものを2個）、緊急時対策所用100V分電盤（東海、東海第二発電所共用）（105V、800Aのものを2個及び105V、400Aのものを1個）、緊急時対策所用直流125V主母線盤（東海、東海第二発電所共用）（125V、1200Aのものを1個）、緊急時対策所用直流125V分電盤（東海、東海第二発電所共用）（125V、800Aのものを1個）を經由して緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用）、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）（東海、</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（46 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電機への燃料補給に関する基本方針は同様だが、再処理施設の許可に合わせるため、燃料の補給の流路となる設備を記載している。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電機への燃料補給に関する基本方針は同様だが、許可を踏まえ重油貯槽の火災影響について記載している。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料油移送ポンプにより燃料の補給が可能な設計とする。SA⑩-6</p> <p>燃料補給の流路として、主配管(緊急時燃料補給設備系)を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-7</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-8</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。SA⑩-9</p> <p>7.3.9.5.1 多様性、位置的分散 緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-17</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-18</p>	<p>【許可からの変更点】 燃料の補給に使用する機器を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備を明確化した。</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備を明確化した。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA⑭-17</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、制御室と位置的分散を図る設計とする。SA⑭-18</p>	<p>④⑤(P66)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 (a) 電源設備 また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。SA⑩-6</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。SA⑩-7</p> <p>④⑥(P66)から</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (2) 主要設備 g. 緊急時対策建屋電源設備 (b) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-8</p> <p>④⑦(P67)から</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。SA⑩-9</p>	<p>東海第二発電所共用)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)等へ給電できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.3 緊急時対策所用蓄電池 常用電源設備からの受電が喪失した場合に、緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置等の制御電源に使用するため、緊急時対策所用 125V 系蓄電池(東海、東海第二発電所共用)を設ける設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 4. 燃料設備 4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 緊急時対策所用発電機の燃料は、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ(東海、東海第二発電所共用)により補給できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（47 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。SA⑭-19</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。SA⑭-20</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。SA⑭-21</p> <p>7.3.9.5.2 悪影響防止 緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-22</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-23</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-22</p>	<p>④⑧(P52)から</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (1) 多様性、位置的分散 a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し、 【SA④】多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。SA⑭-19</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、合計4台設置することで、【SA④】多重性を有する設計とする。SA⑭-20</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、【SA④】多重性を有する設計とする。SA⑭-21</p> <p>④⑨(P53)から</p> <p>9.16.2.2 設計方針 (2) 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに【SA④】緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-23</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（48 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、MOX 燃料加工施設と共用する。SA⑮-24</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、再処理施設及び MOX 燃料加工施設における重大事故等に同時に対処することを考慮し、十分な数量及び容量を確保することで、共用によって重大事故等時の対処に悪影響を及ぼさない設計とする。SA⑮-24, ⑯-10, 11, 12</p> <p>なお、数量に係る設計方針については、7.3.9.5.3「個数及び容量」に示す。SA⑮-24, ⑯-10, 11, 12</p> <p>7.3.9.5.3 個数及び容量</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を設置し、多重性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。SA⑮-25, ⑯-10</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する設計とする。SA⑮-26, ⑯-11</p> <p>また、燃料油の移送に必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。SA⑮-26, ⑯-11</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な予備を含めた容量を有する設計とする。SA⑮-27, ⑯-12</p> <p>7.3.9.5.4 環境条件等</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-16</p>	<p>⑬(P22)から</p> <p>(4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって重大事故等時の対処に影響を及ぼさない設計とする。 SA⑮-24</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台【SA⑰】を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台【SA⑰】以上設置し多重性を有するとともに、独立した系統構成を有する設計とする。 SA⑮-25, ⑯-10</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で【SA⑰】緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、【SA⑰】動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上【SA⑰】設置することで【SA⑱】、多重性を有する設計とする。SA⑮-26, ⑯-11</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上【SA⑰】を有する設計とする。SA⑮-27, ⑯-12</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。SA⑰-16</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（49 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社は、事業変更許可時に事業指定基準規則第三十三条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。SA⑰-17</p> <p>7.3.9.5.5 試験・検査 緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、絶縁抵抗測定による機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-10 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守が可能な設計とする。SA⑱-10</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-11 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、分解点検が可能な設計とする。SA⑱-11</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の発電機室送風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検、機能・性能確認が可能な設計とする。SA⑱-12 また、当該機能を健全に維持するため、取替え、保守、分解点検が可能な設計とする。SA⑱-12</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、また、当該機能を健全に維持できていることを確認するため、独立して油量確認、漏えい確認が可能な設計とする。SA⑱-13</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA⑰-17</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋電源設備の電気盤について試験・検査の内容を明確化した。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。SA⑱-11</p> <p>【許可からの変更点】 緊急時対策建屋電源設備の発電機室送風機について試験・検査の内容を明確化した。</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。SA⑱-13</p> <p>【許可からの変更点】 許可の整理において、パラメータ確認はパラメータ(油量)の確認としているため。</p>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（50 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>a) 電源設備 [常設重大事故等対処設備] 緊急時対策建屋用発電機（MOX燃料加工施設と共用）2台（予備として故障時のバックアップを1台）SA□ 緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線（MOX燃料加工施設と共用）2系統SA□ 緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線（MOX燃料加工施設と共用）4系統SA□ 燃料油移送ポンプ（MOX燃料加工施設と共用）4台予備として故障時のバックアップを3台）SA□ 燃料油配管・弁（MOX燃料加工施設と共用）1式SA□</p> <p>b) 燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備] 重油貯槽（MOX燃料加工施設と共用）2基SA□</p> <p>(f) 通信連絡設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>⑨(P13)へ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。SA⑫-3</p> <p>通信連絡設備は、「四、A.リ.（4）（x）通信連絡設備」に記載する。SA⑫</p> </div>			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（51 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(1) 多様性, 位置的分散</p> <p>「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。SA◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備, 緊急時対策建屋換気設備, 緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は, 制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 離隔距離を確保することで, 制御室に対して独立性を有する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備, 緊急時対策建屋換気設備, 緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は, 制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう, 緊急時対策建屋に設置することにより, 制御室と位置的分散を図る設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は, 地震等により機能が損なわれる場合, 代替設備により機能を維持する設計とする。SA◇</p>		
			<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで【SA◇】, 多重性を有する設計とする。SA⑩-5, 6</p>	⑳ (P27) へ	
			<p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は, それぞれ1台で計測設備及び監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで, 多重性を有する設計とする。SA⑩-15</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は, それぞれ1台で可搬型重要計器及び可搬型重要代替計器並びに監視測定設備にて計測したパラメータを収集及び監視できるものを2台設置することで, 多重性を有する設計とする。SA⑩-16</p>	㉔ (P42) へ	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（52 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し、【SA◇】多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。SA④-19</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、合計4台設置することで、【SA◇】多重性を有する設計とする。SA④-20</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで、【SA◇】多重性を有する設計とする。SA④-21</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、制御室に対して独立性を有する設計とする。SA◇ 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA◇</p>	<p>④(P47)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（53 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、制御室と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA◇</p> <p>通信連絡設備の多様性、位置的分散については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p> <p>(2) 悪影響防止</p> <p>「1.7.18(1) b. 悪影響防止」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置及び緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA◇</p>		
			<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>③(P27)へ ④(P47)へ</p>	
			<p>通信連絡設備の悪影響防止については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（54 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(3) 個数及び容量 「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。SA◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大 360 人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等、約 50 人の要員がとどまることができる設計とする。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに、故障時バックアップを含めた6基以上を有する設計とする。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる 4,900m³以上を有する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（55 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、想定される重大事故等時において、必要な情報を収集及び表示するため、それぞれ1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めたそれぞれ2台以上を有する設計とする。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。SA◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（56 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は、可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA◇</p> <p>通信連絡設備の個数及び容量については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p> <p>(4) 環境条件等</p> <p>「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。SA◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保により機能を維持する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（57 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備【SA◇】は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。SA⑰-7</p> <p>通信連絡設備の環境条件等については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p>		

⑳ (P33)へ

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（58 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(5) 操作性の確保 「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す基本方針を踏まえ設計する。SA◇ 通信連絡設備の操作性の確保については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p> <p>9.16.2.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-2表(1)に示す。SA◇ 緊急時対策所の放射線管理施設の概略仕様を第9.16-2表(2)に示す。SA◇ 緊急時対策所の通信連絡設備及び代替通信連絡設備の概略仕様を第9.16-2表(3)に示す。SA◇</p> <p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成 <u>緊急時対策所は、必要な指示を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。SA⑬-1</u></p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。SA◇ 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。SA◇ また、隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し、地下外壁に防水処理を施し、周囲の地盤を難透水層とする。SA◇</p> <p><u>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。SA④</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な要員を含め、重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。SA◇</p>		<p>⑱ (P2) へ</p> <p>⑳ (P19) へ</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（59 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、【SA◇】<u>出入管理区画【SA⑤-1】</u>を設ける設計とする。SA◇</p> <p>また、<u>建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。SA⑤-2</u></p> <p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。SA◇</p> <p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては、有効性評価を実施している重大事故等のうち、臨界事故、外的事象の地震を要因として発生が想定される、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生を仮定する。SA◇</p> <p>また、その想定における放射性物質の放出量は、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定することで、重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。SA◇</p> <p>具体的には、臨界事故の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、可溶性中性子吸収材の効果を見込まず、全核分裂数が1×10^{20}に達したと仮定するとともに、臨界の核分裂により生成する放射性物質の貯留設備への貯留対策の効果を見込まず、放射性物質が時間減衰しないことを想定し設定する。SA◇</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、機器注水又は冷却コイル若しくは冷却ジャケット（以下「冷却コイル等」という。）通水の効果を見込まず、気体状の放射性物質が発生することを想定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。SA◇</p>	<p>⑳ (P20)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（60 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>放射線分解により発生する水素による爆発の発生時の大気中への放射性物質の放出量は、放射線分解により発生する水素による爆発の拡大防止対策が機能しないことにより、2回までの放射線分解により発生する水素による爆発を仮定するとともに、気相部へ移行した放射性物質のセルへの導出及び高性能粒子フィルタ等による放射性物質の除去の効果を見込まず設定する。SA◇</p> <p>また、重大事故等時の緊急時対策所の居住性については、マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず、7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。SA◇</p> <p>以上の条件においても、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は、最大で、外的事象の地震を要因として発生が想定される冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生における約4mSvであり、7日間で100mSvを超えない。SA◇</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等への対処が開始されている状態で、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の実施組織要員（実施責任者）が、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。SA◇</p> <p>これらの対策により、有毒ガスによる影響を考慮した場合でも、緊急時対策所に重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とする。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（61 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋は、「添付書類六 再処理施設の安全設計に関する説明書」の「1. 6. 2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1. 8 耐津波設計」及び「1. 5 火災及び爆発の防止に関する設計」に基づく設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設との共用を考慮した設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を第 9.16-3 図及び第 9.16-4 図に示す。SA◇</p> <p>(2) 主要設備</p> <p>a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で 100mSv を超えない設計とする。SA◇</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、【SA◇】緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計及び監視制御盤【SA⑦-2】を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。SA⑦-4</p>		
					⑳ (P25) へ
					㉑ (P26) へ

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（62 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、【SA◇】再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、【SA⑦-5】外気の取り入れを遮断し、【SA◇】緊急時対策建屋フィルタユニットを通して【SA⑦-5】緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。SA◇</p> <p>また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニット【SA◇】から空気を供給することで【SA⑦-6】待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約 50 人の非常時対策組織の要員が2日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。SA⑦-7</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。SA⑦-8</p> <p>本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。SA◇</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため、監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第 9.16-5 図に示す。SA◇</p>	<p>⑩(P26)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（63 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、【SA◇】可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計【SA⑧-2】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。SA⑧-4</p>	③4 (P31)へ	
			<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>(a) 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【SA◇】可搬型エアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ【SA⑨-2】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA◇</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-3</p>	③6 (P34)へ	
			<p>(b) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、【SA◇】可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機【SA⑨-4】を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。SA◇</p> <p>「8.2.4 (2) b. 代替モニタリング設備」の監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。SA◇</p>	③7 (P35)へ	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（64 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p><u>可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。SA⑨-5</u></p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。SA⑩</p> <p><u>また、指示値を可搬型データ伝送装置により緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。SA⑨-6</u></p> <p><u>可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。SA⑨-7</u></p> <p>e. 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう、情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩ また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける設計とする。SA⑩</p>	<p>③⑧ (P35)へ</p> <p>③⑨ (P35)へ</p>	
			<p>④⑩ (P41)へ</p> <p><u>緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。SA⑩-7</u></p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（65 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、データ収集装置は、中央制御室から「<u>臨界事故の拡大防止</u>」，「<u>冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処</u>」，「<u>放射線分解により発生する水素による爆発の対処</u>」，「<u>有機溶媒等による火災又は爆発の対処</u>」，「<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却等</u>」，「<u>工場等外への放射性物質等の放出の抑制</u>」，「<u>重大事故等への対処に必要な水の供給</u>」及び「<u>監視測定設備</u>」の「<u>排気口における放射性物質の濃度</u>」，「<u>周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量</u>」，「<u>敷地内における気象観測項目</u>」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて表示する設計とする。SA⑩-8</p> <p>情報収集装置及び情報表示装置の系統概要図を第 9.16-6 図に、データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第 9.16-2 図に示す。SA◇</p> <p>f. 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においても再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び所外データ伝送設備を重大事故等対処設備として位置付ける。SA◇ また、代替通信連絡設備を設置又は配備する設計とする。SA◇</p> <p>g. 緊急時対策建屋電源設備 <u>緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。SA⑪-5</u></p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備で構成する。SA◇</p>	<p>④(P41)へ</p> <p>④(P45)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（66 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(a) 電源設備</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低压系統 460 V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-3</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統 6.9 k V 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統 460 V 緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。SA⑩-4</p> <p>また、緊急時対策建屋用発電機は、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。SA⑩-6</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。SA⑩-7</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の系統概要図を第 9.16-7 図に示す。SA⑩</p> <p>(b) 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。SA⑩-8</p> <p>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を 7 日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。SA⑩</p> <p>重油貯槽は、複数有する設計とする。SA⑩</p> <p>重油貯槽は、消防法に基づき設置する。SA⑩</p>	<p>④③ (P45) へ</p> <p>④⑤ (P46) へ</p> <p>④⑥ (P46) へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（67 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する。</p> <p>SA⑩-9 燃料補給設備の系統概要図を第 9.16-8 図に示す。SA⑩</p> <p>9.16.2.5 試験・検査</p> <p>「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す基本方針を踏まえ以下のとおり設計する。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び分解点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設の運転中又は停止中に外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、再処理施設の運転中又は停止中に校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備は、再処理施設の運転中又は停止中に独立して動作確認及び外観点検が可能な設計とする。SA⑩</p>	<p>⑩ (P46)へ</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（68 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、再処理施設の運転中又は停止中に独立して外観点検、起動試験及び分解点検が可能な設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、再処理施設の運転中又は停止中に独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。SA◇</p> <p>通信連絡設備の試験・検査については、「9.17 通信連絡設備」に示す。SA◇</p> <p>第 9.16-2 表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様（重大事故等対処設備）</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備（MOX燃料加工施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約 1.0m以上 SA◇</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）SA◇ 容 量 約 63,500m³/h/台</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台） 容 量 約 63,500m³/h/台 SA◇</p> <p>c) 緊急時対策建屋フィルタユニット（MOX燃料加工施設と共用） 種 類 高性能粒子フィルタ 2段内蔵形 基 数 6（予備として故障時のバックアップを1基） 粒子除去効率 99.9%以上（0.15μm DOP粒子） 容 量 約 25,400m³/h/基 SA◇</p> <p>d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 数 量 1式 SA◇</p> <p>e) 緊急時対策建屋加圧ユニット（MOX燃料加工施設と共用） 容 量 4,900m³ [normal] 以上 SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（69 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁（MOX燃料加工施設と共用） 数 量 1式 SA◇</p> <p>g) 対策本部室差圧計（MOX燃料加工施設と共用） 基 数 1 測定範囲 -0.5～0.5 k P a SA◇</p> <p>h) 待機室差圧計（MOX燃料加工施設と共用） 基 数 1 測定範囲 -0.5～0.5 k P a SA◇</p> <p>i) 監視制御盤（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） 面 数 1 SA◇</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） SA◇</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） SA◇</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） SA◇</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a) 可搬型屋内モニタリング設備 a-1) 可搬型エリアモニタ（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台） 計測範囲 0.001～99.99mSv/h SA◇</p> <p>a-2) 可搬型ダストサンプラ（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台） SA◇</p> <p>a-3) アルファ・ベータ線用サーベイメータ（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 2（予備として故障時のバックアップを1台） 計測範囲 B. G～100 km i n - 1 (アルファ線)</p> <p>計測範囲 B. G～300 km i n - 1 (ベータ線) SA◇</p> <p>b) 可搬型環境モニタリング設備 b-1) 可搬型線量率計（MOX燃料加工施設と共用） 種 類 Na I (Tl) シンチレー</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（70 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p> ション式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ~100 mSv/h 又はmGy/h 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ b-2）可搬型ダストモニタ（MOX燃料加工施設と共用） 種類 ZnS（Ag）シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9km²min⁻¹ 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ b-3）可搬型データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ b-4）可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台 SA◇ 5. 緊急時対策建屋情報把握設備 [常設重大事故等対処設備] a) 情報収集装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ b) 情報表示装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ c) データ収集装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ d) データ表示装置（設計基準対象の施設と兼用） 台数 2（予備として故障時のバックアップを1台）SA◇ 6. 通信連絡設備 「第9.17.2-3表 通信連絡設備及び代替通信連絡設備の主要機器仕様」に記載する。SA◇ </p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（71 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>7. 緊急時対策建屋電源設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a) 電源設備</p> <p>a-1) 緊急時対策建屋用発電機 (MOX燃料加工施設と共用) ディーゼル機関 台数 2 (予備として故障時のバックアップを1台) 燃料 A重油 (約420L/h) 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1,700kVA/台 力率 0.8 (遅れ) 電圧 6.6kV 周波数 50Hz SA◇</p> <p>a-2) 緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 2系統 SA◇</p> <p>a-3) 緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 4系統 SA◇</p> <p>a-4) 燃料油移送ポンプ (MOX燃料加工施設と共用) 台数 4 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約1.3m³/h/台 SA◇</p> <p>a-5) 燃料油配管・弁 (MOX燃料加工施設と共用) 数量 1式 SA◇</p> <p>b) 燃料補給設備</p> <p>b-1) 重油貯槽 (MOX燃料加工施設と共用) 基数 2 容量 約100m³/基 使用燃料 A重油 SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（72 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.26 緊急時対策所 （緊急時対策所）</p> <p>第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。</p> <p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。DB◇</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。DB◇</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。DB◇</p> <p>第2項について</p> <p>想定される有毒ガスの発生時において、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とすることで、安全機能を有する施設の安全機能</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（73 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>が損なわれることがない設計とする。そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。DB◇</p> <p>敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。DB◇</p> <p>敷地内外の可動源に対しては、 「1.7.16.2 再処理施設における化学薬品取扱いの基本方針」に示した化学薬品の安全管理に係る手順に基づき、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、公的機関から情報を入手した者等）から連絡を受け有毒ガスの発生を認知した中央制御室の運転員（統括当直長）が、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員（非常時対策組織本部の本部長）に連絡することで、緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、有毒ガスから緊急時対策所の設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。DB◇</p> <p>2.3.28 緊急時対策建屋 緊急時対策建屋は、緊急時対策所を設置し、緊急時対策建屋情報把握設備等を収納する。DB◇</p> <p>主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）（地上高さ約17m）、地下1階、平面が約60m（南北方向）×約79m（東西方向）の建物であり、堅固な基礎版上に設置する。DB◇</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共用する。DB◇</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を第2.3-138図及び第2.3-139図に示す。DB◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（74 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.46 緊急時対策所 （緊急時対策所） 第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p> <p>（解釈） 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。</p> <p>一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p> <p>二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p> <p>三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p> <p>四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p> <p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（75 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p> <p>六 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p> <p>適合のための設計方針 重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げる重大事故等対処設備を設ける設計とする。SA◇ 第1項第一号について 重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。SA◇ また、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を供給するため、多重性を有する電源設備を設置する。SA◇</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十条、第五十条（緊急時対策所）（76 / 76）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、共通要因により制御室と同時にその機能を喪失しないよう、制御室に対し独立性を有する設計とするとともに、制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。SA◇</p> <p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。SA◇</p> <p>第1項第二号について</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備を設置する。SA◇</p> <p>第1項第三号について</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備を設置又は配備する。SA◇</p> <p>第2項について</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う支援組織の要員に加え、重大事故等の対策活動を行う実施組織の要員を収容できる設計とする。SA◇</p> <p>ここでいう支援組織は実施組織に対して技術的助言を行う「技術支援組織」及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える「運営支援組織」であり、以下「支援組織」という。SA◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十条, 第五十条 (緊急時対策所)					
1. 技術基準の条文, 解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
DB①	緊急時対策所の事故時の考慮に必要な設備設計	技術基準規則 (第 30 条) の要求事項を受けている内容	30 条 1 項	—	a. b
DB②	緊急時対策所の設置箇所に必要な設備設計	技術基準規則 (第 30 条) の要求事項を受けている内容	30 条 1 項	—	a. b
DB③	緊急時対策所の活動場所に必要な設備設計	技術基準規則 (第 30 条) の要求事項を受けている内容	30 条 1 項	—	a. b. c. d. e. g
DB④	緊急時対策建屋の主要構造に必要な設備設計	技術基準規則 (第 30 条) の要求事項を受けている内容	30 条 1 項	—	a. b
DB⑤	MOX 燃料加工施設との共用に必要な内容	MOX 燃料加工施設との共用に係る事項	— (16 条 5 項)	—	f
DB⑥	情報把握設備に必要な設備設計	情報把握設備に係る事項	—	—	a. h
DB⑦	通信連絡に必要な設備設計	通信連絡設備に係る事項	—	—	a. h
DB⑧	放射線管理施設の環境モニタリング設備に必要な設備設計	環境モニタリング設備に係る事項	—	—	a. h
DB⑨	環境測定設備に必要な設備設計	環境測定設備に係る事項	—	—	a. b
DB⑩	有毒ガスの対処に必要な設備設計	技術基準規則 (第 30 条) の要求事項を受けている内容	30 条 2 項	—	b
SA①	緊急時対策所の事故時の考慮に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b
SA②	必要な指示を行う要員がとどまることができる措置に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b
SA③	地震・津波に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. c. d. f
SA④	制御室との共通要因の考慮に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. f
SA⑤	汚染の持込みを防止に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b
SA⑥	遮蔽設備に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b. c. i
SA⑦	換気設備に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b. e. h. i
SA⑧	環境測定設備に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b. e
SA⑨	放射線計測設備に必要な設備設計	技術基準規則 (第 50 条) の要求事項を受けている内容	50 条 1 項 1 号	—	a. b. e. i

設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
SA⑩	情報把握設備に必要な設備設計	技術基準規則（第50条）の要求事項を受けている内容	50条1項 2号	—	a. h
SA⑪	電源設備に必要な設備設計	技術基準規則（第50条）の要求事項を受けている内容	50条1項 1号	—	a. b. c. e. h. i
SA⑫	通信連絡設備に必要な設備設計	技術基準規則（第50条）の要求事項を受けている内容	50条1項 3号	—	a. e. g. h
SA⑬	重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置に必要な設備設計	技術基準規則（第50条）の要求事項を受けている内容	50条2項	—	a. b
SA⑭	多様性、位置的分散に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第50条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条2項) (36条3項2号) (36条3項4号) (36条3項6号)	—	a. b. f
SA⑮	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第50条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項6号)	—	a. b. f
SA⑯	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第50条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項1号)	—	a. b. e
SA⑰	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第50条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項2号) (36条1項7号) (36条3項3号) (36条3項4号)	—	a. b. f
SA⑱	試験・検査性に関する内容	技術基準規則（第36条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第50条）の設備として考慮すべき特記事項	— (36条1項4号)	—	a. b. f
SA⑲	緊急時対策所に使用する設備	緊急時対策所に使用する監視測定用運搬車に係る事項	—	—	f
SA⑳	緊急時対策所に使用する設備	緊急時対策所に使用する補機駆動用燃料補給設備に係る事項	—	—	f
SA㉑	緊急時対策所に使用する設備	緊急時対策所に使用する通信連絡設備に係る事項	—	—	f

設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
SA②	MOX 燃料加工施設との共用に必要な内容	MOX 燃料加工施設との共用に係る事項	－ (16 条 5 項)	－	f
SA③	有毒ガスの対処に必要な設備設計	技術基準規則（第 30 条）の要求事項を受けている内容	30 条 2 項	－	b
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB①	仕様表等の呼び込み	仕様表等の呼び込み場所の記載であるため、基本設計方針に記載しない。	i		
DB②	記載箇所の呼び込み	事業変更許可申請書内の呼び込みに関する記載のため、基本設計方針に記載しない。	－		
DB③	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて記載する。	b		
SA①	設備仕様	仕様表にて記載する。	i		
SA②	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて記載する。	b		
SA③	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-5-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書」にて記載する。	a		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	－		
DB◇	他条文で展開する事項（第 36 条）	第 36 条「重大事故等対処設備」の呼び込みであるため、記載しない。	f		
DB◇	記載箇所の呼び込み	事業変更許可申請書内の呼び込みに関する記載のため、基本設計方針に記載しない。	－		
DB◇	他条文で展開する事項（第 31 条）	第 31 条「通信連絡設備」の呼び込みであるため、記載しない。	－		
DB◇	設備仕様	仕様表にて記載する。	i		
DB◇	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて記載する。	b		
SA◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）又は添付書類内の記載と重複する内容であるため、記載しない。	－		
SA◇	運用に係る手順の記載	運用に係る手順のため、記載しない。	－		
SA◇	保安規定（除雪及び除灰）に関する運用	保安規定（除雪及び除灰）に関する事項は第 36 条「重大事故等対処設備」にて明確にするため、記載しない。	－		
SA◇	記載箇所の呼び込み	事業変更許可申請書内の呼び込みに関する記載のため、基本設計方針に記載しない。	－		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

No.	項目	考え方	添付書類
SA◇	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書」にて記載する。	b
SA◇	設備仕様	仕様表に記載するため、記載しない。	i
SA◇	設計方針の詳細	設計方針について基本設計方針に記載し、詳細は「VI-1-5-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書」にて記載する。	a
SA◇	系統図の呼び込み	系統図の呼び込み場所の記載である。	h
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-5-1-2 緊急時対策所の機能に関する説明書		
b	VI-1-5-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書		
c	IV-2-1 耐震重要施設等の耐震性に関する計算書		
d	VI-1-1-1 自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
e	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
f	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
g	VI-1-1-8 通信連絡設備に関する説明書		
h	VI-2-2 平面図及び断面図 VI-2-3 系統図 VI-2-4 配置図 VI-2-5 構造図		
i	仕様表（設計条件及び仕様）		

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（1/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(a) 臨界事故への対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。□</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。□</p> <p>2) 資源</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。□</p>	<p>7.1.2 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源 臨界事故の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 臨界事故の拡大防止対策として実施する可溶性中性子吸収材の自動供給、臨界事故により発生する放射線分解水素の掃気及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は10人（実施責任者を含む。）である。さらに、臨界事故発生時に実施する大気中への放出状況の監視等及び電源の確保に必要な要員は、前処理建屋における臨界事故においては11人（実施責任者を除く。）、精製建屋における臨界事故においては14人（実施責任者を除く。）である。◇</p> <p>上記より、臨界事故の拡大防止対策に要する実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては21人、精製建屋における臨界事故においては24人である。これに対し実施組織要員は、前処理建屋における臨界事故においては28人、精製建屋における臨界事故においては41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、臨界事故への対応が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価 「7.1.1.2.1 (5) 機能喪失の条件」に記載したとおり、臨界事故は、内の事象の「動的機器の多重故障」の組み合わせを要因として発生することから、電源等については平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>臨界事故への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p>			<p>□, ◇: 臨界 00-01 別紙 1① 別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p>

【凡例】

- 灰色ハッチング: 設工認申請書（本文）に関連しない事項
- : 別紙1①で設工認申請書（本文）との比較を示した記載
- : 事業変更許可申請書本文八号、添付書類八を踏まえた設工認申請書（本文）に関する補足事項

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（2/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>i) 可溶性中性子吸収材 臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。□</p> <p>ii) 圧縮空気 放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 $6 \text{ m}^3 / \text{h}$ [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 $4 \text{ v o } 1 \%$ 未満に維持できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□</p> <p>iii) 電源 電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。□</p>	<p>a. 可溶性中性子吸収材 臨界事故への対処で使用する可溶性中性子吸収材は、臨界事故が発生した機器を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な量を内包することとし、具体的には、重大事故時可溶性中性子吸収材供給系の可溶性中性子吸収材供給槽（溶解槽における臨界事故の場合は、代替可溶性中性子吸収材緊急供給系の代替可溶性中性子吸収材緊急供給槽）において、臨界事故の発生を仮定する機器を未臨界に移行するために必要な量及び配管への滞留量を考慮した量を内包することから、臨界事故が発生した場合に確実に未臨界に移行することが可能である。◇</p> <p>b. 圧縮空気 放射線分解水素の掃気に使用する一般圧縮空気系は、有効性評価の機器の条件とした圧縮空気流量である、平常運転時に供給される圧縮空気流量に加え、臨界事故の対処において供給する圧縮空気流量 $6 \text{ m}^3 / \text{h}$ [normal] を十分上回る供給能力を有しているため、水素濃度をドライ換算 $4 \text{ v o } 1 \%$ 未満に低減できる。上記以外の圧縮空気については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>c. 電 源 臨界事故への対処に必要な負荷は、前処理建屋において、460V非常用母線の最小余裕約160 kVA に対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40 kVA である。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80 kVA であり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。【◇】精製建屋においては、460V非常用母線の最小余裕約110 kVA に対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40 kVA である。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80 kVA であり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要な電源容量を確保できる。◇</p>			<p>□, ◇ : 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇ : 電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所） （3/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iv) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。□</p> <p>(b) 冷却機能の喪失による蒸発乾固への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として冷却機能が喪失した場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「放射線分解により発生する水素による爆発」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等が同時発生した場合の重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。□</p> <p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、冷却機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、5建屋の合計で141人である。なお、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合には、降灰予報を受けて建屋外での可搬型建屋外ホースの敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」を要因とした場合を上回ることはなく、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、全建屋の合計で140人で対応できる。□</p> <p>□ また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合の必要な人数以下である。□</p>	<p>d. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に重大事故等対処設備に供給されているものであり、臨界事故への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。◇</p> <p>7.2.3 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は141人である。外的事象の「地震」とは異なる環境条件をもたらす可能性のある外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は140人である。◇</p> <p>□ また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計141人以内である。◇</p>			<p>□, ◇: 臨界 00-01 別紙 1①別添（第三十八条臨界事故の拡大を防止するための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇: 蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（4/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p> <p>2) 資源</p> <p>i) 水源</p> <p>冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでに貯槽等への注水によって消費される水量は、合計で約 26m³である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約 3,000m³である。㊦</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約 10,000m³の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。【㊦】これにより必要な水源は確保可能である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水は、水源である第1貯水槽へ排水経路を構成して循環させることから、基本的に水量に変化はなく、継続が可能である。㊦</p>	<p>以上より、蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、最大でも141人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p> <p>(2) 必要な資源の評価</p> <p>蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>a. 水源</p> <p>【7.2.3(2) a. (b) 水の使用量の評価】</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、合計約26m³の水が必要である。また、内部ループへの通水、凝縮器への通水及び冷却コイル等への通水の実施において、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m³である。㊦</p> <p>水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、蒸発乾固への対処については、このうち一区画を使用し、他方の区画は使用済燃料貯蔵槽の燃料損傷への対処に使用する。【㊦】これにより必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>貯槽等への注水によって消費される水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0.0m³</td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m³</td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m³</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2m³</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m³</td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m³</td> </tr> </table> <p>㊦</p>	前処理建屋	約0.0m ³	分離建屋	約1.4m ³	精製建屋	約2.1m ³	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³	全建屋合計	約26m ³			<p>㊦, ㊦：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水供給00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0.0m ³															
分離建屋	約1.4m ³															
精製建屋	約2.1m ³															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³															
全建屋合計	約26m ³															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（5/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、5建屋の高レベル廃液等の総崩壊熱が第1貯水槽の一区画に負荷された場合の1日あたりの第1貯水槽の一区画の温度上昇は、安全側に断熱で評価した場合においても3℃程度であり、第1貯水槽を最終ヒートシンクとして考慮することに問題はない。③</p>	<p>(a) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価</p> <p>第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。④</p> <p>水の温度影響評価の詳細を以下に示す。④</p> <p>内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。④</p> <p>この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。④</p> <p>第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず同じである。④</p> <p>第1貯水槽の水温の上昇は以下の仮定により算出した。④</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW</p> <p>第1貯水槽の水量 : 9,970m³*1</p> <p>第1貯水槽の初期水温 : 29℃</p> <p>第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m³*2</p> <p>第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K</p> <p>*2④</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m³を切り上げて30m³とし、第1貯水槽の一区画分の容積約10,000m³から減じて設定。④</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用④</p> <p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日あたりの水温上昇ΔTは次のとおり算出される。④</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = 1,470,000 [\text{J}/\text{s}] \times 86,400 [\text{s}/\text{日}] / (9,970 [\text{m}^3] \times 996 [\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179 [\text{J}/\text{kg}/\text{K}]) = \text{約}3.1^\circ\text{C}/\text{日} \text{④}$			<p>③, ④ : 蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（6/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。③</p>	<p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。◇</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m³となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m³と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2℃/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。◇</p> <p>【7.2.3(2)c. 電源】 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。◇</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、冷却機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45kVAの給電が必要である。◇</p>			<p>③, ◇：蒸発乾固00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（7/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iii) 燃料</p> <p>5 建屋の冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するために必要な軽油は合計で約 63 m³である。③</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約 800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。②</p>	<p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対する電源供給が可能である。④</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における蒸発乾固の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2 kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39 kVAである。④</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対する電源供給が可能である。④</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介した大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8 kVAである。④</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対する電源供給が可能である。④</p> <p>b. 燃料</p> <p>全ての建屋の蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約62m³である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約63m³である。④</p> <p>軽油貯槽にて合計約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。④</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。④</p>			<p>③, ④：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>②, ④：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>④：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（8/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(a) 内部ループへの通水, 貯槽等への注水, 冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ 蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については, 可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると, 外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず, 運転継続に合計約40m³の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約12m³ 分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m³ 全建屋合計 約40m³◇</p> <p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機 蒸発乾固の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は, 可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると, 外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず, 運転継続に合計約12m³の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約2.9m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³◇</p> <p>(c) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は, 可搬型排気モニタリング用発電機の起動から7日間の運転を想定すると, 外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず, 運転継続に合計約0.22m³の軽油が必要である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（9/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(c) 放射線分解により発生する水素による爆発への対処 (ト) 必要な要員及び資源 外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として水素掃気機能の喪失が発生した場合には、「ハ. (3) (i) (a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要があり、「ハ. (3) (ii) (h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊦</p>	<p>(d) 可搬型空気圧縮機 可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要である。㊦ 前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³ ㊦</p> <p>(e) 蒸発乾固対応時の運搬等に必要な車両 燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び敷設並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ【㊦】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車及び運搬車【㊦】並びにホイールローダ【㊦】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.7m³の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約4.8m³の軽油が必要である。㊦</p> <p>7.3.3 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。㊦</p>			<p>㊦：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>㊦：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（10/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>1) 要員 本重大事故における発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなり、外的事象の「地震」を要因とした場合、全建屋の合計で143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」で想定される環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」の場合に必要な人数以下である。㊦</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p> <p>2) 資源</p> <p>i) 電源 電動の可搬型排風機への給電は、可搬型排風機の起動及び運転に必要な容量を有する可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。㊦</p>	<p>(1) 必要な要員の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は、水素掃気機能の喪失を受けて、各建屋で並行して対応することとなり、外的事象の「地震」を要因とした場合の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は143人である。外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、降灰予報（「やや多量」以上）を受けて建屋外でのホース敷設等の準備作業に入ることから、建屋外の作業に要する要員数が外的事象の「地震」の場合を上回ることはなく、外的事象の「地震」と同じ人数で対応できる。㊦</p> <p>また、内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」及び「動的機器の多重故障」を要因とした場合は、外的事象の「地震」を要因とした場合に想定される環境条件より悪化することが想定されず、重大事故等対策の内容にも違いがないことから、必要な要員は合計143人以内である。㊦</p> <p>以上より、水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な要員は最大でも143人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業が可能である。㊦</p> <p>(2) 必要な資源の評価 水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策に必要な燃料及び電源を以下に示す。㊦</p> <p>b. 電源 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p> <p>分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊨: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（11/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。㊦</p> <p>これに対し、軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p>	<p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の約11kVAである。精製建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から6時間40分後、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機の起動は、水素掃気機能の喪失から15時間後であり、可搬型排風機の起動タイミングの違いを考慮すると、約45kVAの給電が必要である。㊦</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対する電源供給が可能である。㊦</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における水素爆発の拡大防止対策に必要な負荷として、可搬型排風機の約5.2kVAであり、必要な給電容量は、可搬型排風機の起動時を考慮しても約39kVAである。㊦</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対する電源供給が可能である。㊦</p> <p>a. 燃料 全ての建屋の水素爆発の発生防止対策及び拡大防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、外的事象の「地震」を想定した場合、合計で約22m³である。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、合計で約22m³である。㊦</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊦</p> <p>必要な燃料についての詳細を以下に示す。㊦</p>			<p>㊦, ㊦: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（12/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(a) 可搬型空気圧縮機 可搬型空気圧縮機は、水素爆発の発生防止対策の水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系への圧縮空気の供給及び拡大防止対策の水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用する設備の代替安全圧縮空気系並びに計装設備への圧縮空気の供給に使用する可搬型空気圧縮機は、可搬型空気圧縮機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³◇</p> <p>(b) 可搬型排風機の運転に使用する可搬型発電機 水素爆発の拡大防止対策に使用する可搬型発電機は、可搬型発電機の起動から7日間の対応を考慮すると、外的事象の「地震」又は「火山の影響」の想定によらず、運転継続に合計約12m³の軽油が必要である。◇</p> <p>前処理建屋 約2.8m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³◇</p> <p>(c) 水素爆発対応時の運搬等に必要な車両 燃料の運搬、可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備等に使用する軽油用タンクローリ【◇】及び運搬車【◇】並びにホイールローダ【◇】は、外的事象の「地震」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽油が必要となる。また、外的事象の「火山の影響」を想定した場合、車両の使用開始から7日間の対応を考慮すると、運転継続に合計約3.9m³の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（13/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(d) 有機溶媒等による火災又は爆発（TBP等の錯体の急激な分解反応）への対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>1) 要員 TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに、重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。☐</p> <p>上記より、TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、必要な作業が可能である。☐</p> <p>2) 資源 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。☐</p> <p>i) 電源 電気設備が廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動及び運転に必要な電気容量を有することから、廃ガス貯留設備の空気圧縮機への給電は可能である。☐</p>	<p>7.4.2 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源 TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。◇</p> <p>(1) 必要な要員の評価 TBP等の錯体の急激な分解反応に対する拡大防止対策として実施するプルトニウム濃縮缶への供給液の供給停止、プルトニウム濃縮缶の加熱の停止及び廃ガス貯留設備による放射性物質の貯留に必要な要員は8人（実施責任者を含む）である。さらに、重大事故等の発生時に実施する大気中への放出状況監視等及び電源の確保に必要な要員は14人（実施責任者を除く）である。◇</p> <p>上記より、TBP等の錯体の急激な分解反応の拡大防止対策に要する実施組織要員数は22人である。これに対し実施組織要員は41人であるため、実施組織要員の要員数は、必要な要員数を上回っており、必要な作業が可能である。◇</p> <p>(2) 必要な資源の評価 TBP等の錯体の急激な分解反応は、動機機器の多重故障及び誤作動並びに運転員等の多重誤操作を発生の原因とした内的事象により発生することから、電源、圧縮空気及び冷却水については平常運転時と同様に使用可能である。TBP等の錯体の急激な分解反応への対処には、水源を要せず、また、軽油等の燃料を消費する電気設備を用いない。◇</p> <p>a. 電源 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処に必要な負荷は、460kVA非常用母線の最小余裕約110kVAに対し【◇】最大でも廃ガス貯留設備の空気圧縮機の約40kVAである。【◇】また、廃ガス貯留設備の空気圧縮機の起動時を考慮しても約80kVAであり【◇】最小余裕に対して余裕があることから、必要電源容量を確保できる。◇</p>			<p>☐, ◇：有機溶媒 00-01 別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>☐, ◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（14/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 圧縮空気 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の測定に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。㊦</p> <p>iii) 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。㊦</p> <p>(e) 使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止に係る対処 (ト) 必要な要員及び資源</p> <p>外的事象の「地震」及び「火山の影響」を要因として想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策を実施する場合には、「ハ.(3)(i)(a) 重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定」に示すとおり、「冷却機能の喪失による蒸発乾固」及び「放射線分解により発生する水素による爆発」に対しても同時に対処することとなる。このため、重大事故等対処に必要な要員及び燃料等の成立性については、それぞれの対処に必要な数量を重ね合わせて評価する必要がある、「ハ.(3)(ii)(h) 必要な要員及び資源の評価」において評価している。㊧</p>	<p>b. 圧縮空気 TBP等の錯体の急激な分解反応への対処として水素掃気、圧力及び液位の監視に圧縮空気が必要になる。これらの圧縮空気は、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。㊦</p> <p>c. 冷却水 冷却水については、平常運転時においても継続的に常設重大事故等対処設備に供給されているものであり、TBP等の錯体の急激な分解反応への対処においても平常運転時と同様に使用可能である。㊦</p> <p>7.5.3 想定事故1及び想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。㊧</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源を以下に示す。また、要員及び資源の有効性評価については、他の同時に又は連鎖して発生する事象の影響を考慮する必要があるため、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」において示す。㊧</p>			<p>㊦, ㊧：有機溶媒00-01別紙1①別添（第四十一条有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊧, ㊧：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（15/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>1) 要員 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合、合計で71人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。㊦</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は、燃料貯蔵プール等の冷却等の機能喪失を受けて対応することとなっており、外的事象の「地震」を要因とした場合、合計で73人である。内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>	<p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (1) 必要な要員の評価 想定事故1の燃料損傷防止対策において、外的事象の「火山の影響」を要因とした場合の想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は71人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「火山の影響」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも71人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 想定事故2の燃料損傷防止対策において、外的事象の「地震」を要因とした場合の想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は73人である。また、内的事象を要因とした場合は、作業環境が外的事象の「地震」を要因とした場合に想定する環境条件より悪化することが想定されず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は外的事象の「地震」を要因とした場合に必要人数以下である。以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員は最大でも73人であるが、事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能である。㊦</p>			<p>㊦, ㊧: プール00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（16/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>2) 資源</p> <p>i) 水源</p> <p>想定事故1の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m³の水が必要となる。☒</p> <p>想定事故2の場合、燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要となる。 【☒】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。☒</p>	<p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故1の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。◇</p> <p>a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約1,600m³の水が必要となる。【◇】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。◇</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 (2) 必要な資源の評価 想定事故2の対処に必要な水源、燃料及び電源を以下に示す。◇</p> <p>a. 水源 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要となる。【◇】水源として、第1貯水槽の貯水槽A及び貯水槽Bにそれぞれ約10,000m³の水を保有しており、燃料貯蔵プール等への注水については、このうち一区画を使用するため、これにより必要な水源は確保可能である。他区画については、蒸発乾固への対処に使用する。◇</p>			<p>☒, ◇：プール00-01別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>☒, ◇：水供給00-01別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（17/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>ii) 電源 監視設備及び空冷設備への給電は、専用の可搬型発電機を敷設するため、対応が可能である。☑</p>	<p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 c. 電源 想定事故1の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。◇ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】 c. 電源 想定事故2の燃料損傷防止対策において必要な電源負荷として、可搬型燃料貯蔵プール等水位計（電波式）、可搬型燃料貯蔵プール等温度計（測温抵抗体）、可搬型燃料貯蔵プール等状態監視カメラ、可搬型空冷ユニット及び可搬型燃料貯蔵プール等空間線量率計（線量率計）の合計は約99kVAであり、必要な給電容量は対象負荷の起動時を考慮しても約150kVAである。◇ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は、約200kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>☑, ◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>☑, ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（18/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>iii) 燃料</p> <p>想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m³である。[8]</p>	<p>【7.5.3.1 想定事故1の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃料</p> <p>想定事故1の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【◇】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両【◇◇◇◇】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m³◇ ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m³◇ ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m³◇ ・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m³◇◇◇◇ <p>合計 約22m³◇</p> <p>以上より、想定事故1の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。◇</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。◇</p>			<p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（19/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は、合計で約22m³である。[a]</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。[b]</p>	<p>【7.5.3.2 想定事故2の燃料損傷防止対策に必要な要員及び資源】</p> <p>b. 燃料</p> <p>想定事故2の燃料損傷防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプ【c】、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機【c】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【c】及び燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両【c】は、7日間の対応を考慮すると、運転継続に以下の軽油が必要である。[c]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型中型移送ポンプ 約7.2m³[c] ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 約5.3m³[c] ・可搬型計測ユニット用空気圧縮機 約4.6m³[c] ・燃料損傷防止対策時の運搬等に必要な車両 約4.5m³[c] <p>合計 約22m³[c]</p> <p>以上より、想定事故2の燃料損傷防止対策を7日間継続して実施するのに必要な軽油は合計で約22m³である。[c]</p> <p>軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。[c]</p>			<p>[a], [c] : プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>[b], [c] : 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>[c] : 計装 00-01 別紙1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>[c] : 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>[c] : 抑制 00-01 別紙1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（20/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(h) 必要な要員及び資源の評価 (イ) 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「(g) 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p>	<p>7.8 必要な要員及び資源の評価 7.8.1 必要な要員及び資源の評価の条件</p> <p>必要な要員及び資源の評価は、対処に必要な要員及び資源が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。重大事故等の同時発生の有効性評価は、外的事象の地震を代表事例としているため、必要な要員及び資源の評価についても外的事象の地震を要因とした場合に同時発生を仮定する各重大事故等対策及び対策に必要な付帯作業を含めた重大事故等の同時発生への対処を対象に実施する。☒</p> <p>なお、重大事故等の連鎖は、「7.7 重大事故が同時に又は連鎖して発生した場合の対処」に記載したとおり、発生が想定されない。☒</p> <p>(1) 要員の評価の条件 重大事故等への対処について、事業所内に常駐している実施組織要員の164人にて、対応期間の7日間の必要な作業対応が可能であることを評価する。☒</p> <p>また、要員の評価は、必要人数が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。☒</p> <p>(2) 資源の評価の条件 a. 全 般 重大事故等対策の有効性評価において、通常システムからの給水及び給電が不可能となる事象についての水源、燃料及び電源に関する評価を実施する。☒</p> <p>前提として、有効性評価の条件（各重大事故等への対処特有の評価の条件）を考慮する。また、資源の評価は、必要量が最も多くなる重大事故等の同時発生に対して成立性を確認する。☒</p>			<p>☒, ☒：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（21/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b. 水源</p> <p>(a) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m³）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(b) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策において、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用した水を貯水槽へ戻し、再利用する際の温度上昇を想定しても、冷却の維持が可能なることを評価する。◇</p> <p>(c) 使用済燃料貯蔵プール等への注水において、水源となる第1貯水槽の一区画の保有水量（約10,000m³）が、枯渇しないことを評価する。◇</p> <p>(d) 冷却機能喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水で使用する第1貯水槽の区画は、異なる区画を使用する。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：水供給 00-01 別紙 1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（22/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>c. 燃料 ((a) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】，可搬型空気圧縮機【◇】，可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】，可搬型中型移送ポンプ【◇◇】，軽油用タンクローリ【◇】，可搬型中型移送ポンプ運搬車，ホース展張車，運搬車【◇】，監視測定用運搬車【◇】，ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】のうち，対処に必要な設備を考慮し消費する燃料（軽油）が備蓄している軽油量に対して，対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。 ◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。 ◇：資源の評価方針を説明したものであるため。 ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。 ◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（23/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(b) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機で消費する燃料（重油）が備蓄している重油量に対して、対応期間の7日間の運転継続が可能であることを評価する。◇</p> <p>(c) 可搬型発電機（緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は除く）【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の使用を想定する事故の条件については、可搬型発電機【◇◇◇◇】、可搬型空気圧縮機【◇】、可搬型計測ユニット用空気圧縮機【◇】、可搬型中型移送ポンプ【◇◇】、軽油用タンクローリ【◇】、可搬型中型移送ポンプ運搬車、ホース展張車、運搬車【◇】、監視測定用運搬車【◇】、ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（軽油）の備蓄量として、軽油貯槽（約800m³）の容量を考慮する。◇</p>			<p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（24/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(d) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の使用を想定する事故の条件については、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機の燃料消費量の評価を行う。◇</p> <p>この場合、燃料（重油）の備蓄量として、重油貯槽（約200m³）の容量を考慮する。◇</p> <p>(e) 燃料の必要量は、燃料を使用する設備の燃費（公称値）及び最大稼働時間に基づき算出する。◇</p> <p>d. 電源</p> <p>(a) 前処理建屋可搬型発電機、分離建屋可搬型発電機、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機、高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が各可搬型発電機の給電容量（約80kVA）未滿となることを評価する。◇</p> <p>(b) 可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型気象観測用発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3kVA）未滿となることを評価する。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価方針を説明したものであるため。</p> <p>◇：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（25/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ロ) 重大事故等の同時発生時に必要な要員の評価 外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生では、同時に作業している要員数の最大値は、130 人であり、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は 161 人である。☑☑☑</p> <p>事業所内に常駐している実施組織要員は164 人であり、必要な作業対応が可能である。☑☑☑</p>	<p>(c) 環境モニタリング用可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約5 kVA）未満となることを評価する。☑ (d) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約200 kVA）未満となることを評価する。☑ (e) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約3 kVA）未満となることを評価する。☑ (f) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機により、有効性評価で考慮する設備に電源供給を行い、その最大負荷が可搬型発電機の給電容量（約1,700 kVA）未満となることを評価する。☑ (g) 電源においては、それぞれ必要な負荷を積み上げるとともに、その負荷の起動順序並びに動的負荷の起動時を考慮し評価する。☑</p> <p>7.8.2 重大事故等対策時に必要な要員の評価結果 重大事故等が同時発生した場合において、重大事故等対策実施時の操作項目、必要な要員数及び移動時間を含めた各操作の所要時間について確認した。☑☑☑ 重大事故等対策時に必要な要員数が最も多いのは、外的事象の地震を要因とした場合であって、重大事故等の同時発生の対処に必要な要員は161人である。☑☑☑ 事業所内に常駐している実施組織要員は164人であり、必要な作業対応が可能であることを確認した。☑☑☑ 外的事象の地震を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-1図～第7.8-10図に示す。また、外的事象の火山の影響を要因とした重大事故等が同時発生した場合の必要な要員及び作業項目を第7.8-11図～第7.8-20図に示す。☑☑☑ また、各要因での必要な要員について以下に示す。☑☑☑</p>			<p>☑：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。 ☑：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。 ☑：資源の評価方針を説明したものであるため。 ☑：要員及び資源の評価方針を示したものであるため。</p> <p>☑, ☑：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ☑, ☑：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ☑, ☑：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（26/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ハ) 重大事故等の同時発生時に必要な水源の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に水源を必要とする対策としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固への重大事故等対策及び使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）であり、【33】それぞれ第1貯水槽の異なる区画を水源として使用する。□</p>	<p>外的事象の地震を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生に対処に必要な要員は161人である。◇◇◇</p> <p>外的事象の火山の影響を要因として重大事故等が同時発生した場合の、重大事故等の同時発生に対処に必要な要員は160人である。◇◇◇</p> <p>内的事象の「長時間の全交流動力電源の喪失」を要因として重大事故等が同時発生した場合は、外的事象の地震の場合を想定する環境条件より悪化することを想定せず、対処内容にも違いがないことから、必要な要員は合計161人以内である。◇◇◇</p> <p>7.8.3 重大事故等対策時に必要な水源、燃料及び電源の評価結果</p> <p>重大事故等が同時発生した場合において、7日間の重大事故等対策の継続に必要な水源、燃料及び電源を評価し、対応期間の7日間は、外部からの支援がない場合においても、必要量以上の水源、燃料及び電源が確保されていることを確認した。◇◇◇</p> <p>重大事故等の同時発生時の対処に必要な水源、燃料及び電源についての評価の詳細を以下に示す。◇◇◇</p> <p>7.8.3.1 水源の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に水源を使用する対処は、冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水並びに使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）である。◇◇</p> <p>冷却機能の喪失による蒸発乾固対策の内部ループへの通水、冷却コイル等への通水、凝縮器への通水及び貯槽等への注水で使用する第1貯水槽の区画と使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）で使用する第1貯水槽の区画は異なるものを使用することを想定し評価する。◇</p>			<p>□, ◇: 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇: プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇: 水供給 00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対処に必要な水の供給設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（27/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由												
<p>冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策に必要な水量は、冷却コイル等への通水を開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、合計約 26 m³の水が必要である。【㊦】また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約 3,000 m³である。水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、合計約 2,300m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約 10,000 m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p>	<p>(2) 水の使用量の評価</p> <p>貯槽等への注水に必要な水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約 26m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>使用済燃料貯蔵プール等への注水（想定事故2）に必要な水量は、対応期間である7日間の対応を考慮すると、合計約2,300m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>また、重大事故等の同時発生時の水源としては、第1貯水槽のみでの対応が可能であるが、万が一第1貯水槽で保有する水が不足した場合、第2貯水槽からの第1貯水槽への供給も可能である。㊦</p> <p>水の使用量の評価の詳細を以下に示す。㊦㊦</p> <p>(a) 貯槽等への注水</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量は、冷却コイル等へ通水開始し、高レベル廃液等が未沸騰状態に移行するまでの期間を考慮すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、合計約26m³の水が必要である。【㊦】水源として、第1貯水槽の一区画に約10,000m³の水を保有しており、これにより、必要な水源は確保可能である。㊦</p> <p>貯槽等への注水によって消費する水量についての詳細を以下に示す。</p> <table border="0"> <tr> <td>前処理建屋</td> <td>約0 m³</td> </tr> <tr> <td>分離建屋</td> <td>約1.4m³</td> </tr> <tr> <td>精製建屋</td> <td>約2.1m³</td> </tr> <tr> <td>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</td> <td>約0.2m³</td> </tr> <tr> <td>高レベル廃液ガラス固化建屋</td> <td>約23m³</td> </tr> <tr> <td>全建屋合計</td> <td>約26m³</td> </tr> </table> <p>また、代替安全冷却水系と第1貯水槽間を循環させるために必要な水量は、約3,000m³である。㊦</p>	前処理建屋	約0 m ³	分離建屋	約1.4m ³	精製建屋	約2.1m ³	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³	高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³	全建屋合計	約26m ³			<p>㊦, ㊦: 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦: 水供給 00-01 別紙1①別添（第四十五条重大事故等への対応に必要な水の供給設備）において示すため。</p> <p>㊦, ㊦: プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p>
前処理建屋	約0 m ³															
分離建屋	約1.4m ³															
精製建屋	約2.1m ³															
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約0.2m ³															
高レベル廃液ガラス固化建屋	約23m ³															
全建屋合計	約26m ³															

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（28/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、冷却機能の喪失による蒸発乾固の重大事故等対策で冷却に使用した水を貯水槽へ戻し再利用するが、それに伴う水温の上昇は1日あたり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。³⁾</p>	<p>(b) 燃料貯蔵プール等への注水 燃料貯蔵プール等への注水に必要な水量は、7日間の対応を考慮すると、以下に示す量の水が必要である。◇ 外的事象の火山の影響を要因とした場合の想定事故1 必要水量 約1,600m³◇ 外的事象の地震を要因とした場合の想定事故2 必要水量 約2,300m³◇</p> <p>【7.8.3.1(1) 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水による水の温度影響評価】 第1貯水槽の一区画及び通水経路からの放熱を考慮せず断熱を仮定した場合であっても、内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水で使用する第1貯水槽の一区画の水温の上昇は1日当たり約3.1℃であり、実際の放熱を考慮すれば冷却を維持することは可能である。◇ 水の温度影響評価の詳細を以下に示す。◇ 内部ループへの通水、冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用した排水は、第1貯水槽の一区画へ戻し再利用する。この場合、第1貯水槽の水量は、貯槽等への注水並びに第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部からの自然蒸発によって減少するが、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部は小さく、自然蒸発の影響は小さいことから、貯槽等への注水による減少分を考慮した第1貯水槽の一区画の温度上昇を算出するとともに、冷却への影響を分析した。◇ 第1貯水槽の水の温度への影響の評価の条件は、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず同じである。◇</p>			<p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>□, ◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（29/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>第1貯水槽の一区画の水温の上昇は以下の仮定により算出した。◇</p> <p>冷却対象貯槽の総熱負荷 : 1,470 kW</p> <p>第1貯水槽の水量 : 9,970m³ ※1</p> <p>第1貯水槽の初期水温 : 29℃</p> <p>第1貯水槽の水の密度 : 996 kg/m³ ※2</p> <p>第1貯水槽の水の比熱 : 4,179 J/kg/K ※2</p> <p>※1 貯槽等に内包する溶液が沸騰することによって消費する蒸発量約26m³を切り上げて30m³とし、第1貯水槽の一区画分の容積10,000m³から減じて設定。◇</p> <p>※2 伝熱工学資料第4版 300Kの水の物性を引用◇</p> <p>貯槽等から回収した熱量はそのまま第1貯水槽の水に与えられることから、第1貯水槽の1日当たりの水温上昇ΔTを次のとおり算出する。◇</p> $\Delta T [^\circ\text{C}/\text{日}] = 1,470,000[\text{J}/\text{s}] \times 86,400[\text{s}/\text{日}] / (9,970[\text{m}^3] \times 996[\text{kg}/\text{m}^3] \times 4,179[\text{J}/\text{kg}/\text{K}]) = \text{約}3.1^\circ\text{C}/\text{日} \diamond$ <p>なお、上記に示したとおり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少は、第1貯水槽及び可搬型排水受槽の開口部の構造上の特徴から、有意な量の水が蒸発することは考え難いが、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響を把握する観点から、現実的には想定し得ない条件として、冷却対象貯槽等の総熱負荷により第1貯水槽の水が蒸発する想定を置いた場合の第1貯水槽の水の温度上昇を評価する。◇</p> <p>本想定における第1貯水槽の水の蒸発量は約310m³となる。これを考慮し、第1貯水槽の水量を9,690m³と設定した場合、第1貯水槽の温度上昇は約3.2℃/日であり、自然蒸発による第1貯水槽の水の減少が第1貯水槽の水の温度に与える影響は小さいと判断できる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（30/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(二) 重大事故等の同時発生時に必要な燃料の評価</p> <p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約 87m³であり【㊦㊧㊨】、軽油貯槽にて約 800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。【㊩】また、外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約 69m³であり、重油貯槽にて約 200m³の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊪</p> <p>なお、必要な燃料（軽油）の量については、外的事象の火山の影響を要因とした場合についても、合計約 87m³であり【㊦㊧㊨】、軽油貯槽にて約 800m³の軽油を確保していることから、外的事象の火山の影響を要因とした場合でも外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊫</p>	<p>7.8.3.2 燃料の評価結果</p> <p>重大事故等の同時発生時に必要な燃料（軽油）は、合計約87m³であり【㊦㊧㊨】、軽油貯槽にて約800m³の軽油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。【㊩】重大事故等の同時発生時に必要な燃料（重油）は、合計約69m³であり、重油貯槽にて約200m³の重油を確保していることから、外部支援を考慮しなくとも7日間の対処の継続が可能である。㊪</p>			<p>㊦, ㊧: 蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊨, ㊩: 水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>㊪, ㊫: プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>㊬, ㊭: 電源 00-01 別紙1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>㊮, ㊯: 資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（31/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>燃料の評価の詳細を以下に示す。</p> <p>(1) 内部ループへの通水, 貯槽等への注水, 冷却コイル等への通水及び凝縮器への通水に使用する可搬型中型移送ポンプ 冷却機能の喪失による蒸発乾固の発生防止対策及び拡大防止対策に使用する可搬型中型移送ポンプによる各建屋の水の給排水については, 可搬型中型移送ポンプの起動から7日間の対応を考慮すると, 外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず, 運転継続に合計約40m³の軽油が必要である。◇</p> <p>【第1貯水槽から建屋への水供給及び建屋から第1貯水槽への排水】 前処理建屋 約12m³ 分離建屋, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約14m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約14m³ 全建屋合計 約40m³◇</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の燃料貯蔵プール等への注水に使用する可搬型中型移送ポンプによる貯水槽から使用済燃料貯蔵プール等への水の注水は, 可搬型中型移送ポンプの起動から7日目までの運転を想定すると, 外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず, 運転継続に合計約7.2m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(3) 各建屋の可搬型排風機の運転等に使用する可搬型発電機 冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発が発生した際に, 大気中への放射性物質の放出量を低減するために使用する前処理建屋の可搬型排風機等は, 前処理建屋可搬型発電機から, 分離建屋の可搬型排風機等は, 分離建屋可搬型発電機から, 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等は, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機から, 高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型排風機等は, 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機からそれぞれ必要な電源を供給する。◇◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：水素爆発 00-01 別紙1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（32/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約12m³の軽油が必要となる。◇◇</p> <p>前処理建屋 約2.9m³ 分離建屋 約3.0m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約3.0m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約3.0m³ 全建屋合計 約12m³◇◇</p> <p>(4) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用済燃料貯蔵プール等への注水時に使用する使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(5) 制御建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約3.0m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(6) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機による電源供給は、重大事故等の発生直後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添 （第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添 （第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：プール 00-01 別紙 1①別添（第四十二条使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）において示すため。</p> <p>◇：制御室（S A）00-01 別紙 1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（33/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(7) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋用発電機による電源供給は、外部電源の喪失後から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約69m³の重油が必要となる。◇</p> <p>(8) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(9) 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型環境モニタリング用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約2.0m³の軽油が必要となる。◇ モニタリングポスト及びダストモニタが機能維持している場合は、モニタリングポスト及びダストモニタにより監視を継続するため、可搬型環境モニタリング用発電機は使用しない。◇</p> <p>(10) 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.3m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(11) 環境モニタリング用可搬型発電機 環境モニタリング用可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.0m³の軽油が必要となる。◇ モニタリングポスト及びダストモニタが機能喪失した場合は、可搬型環境モニタリング設備により監視を行うため、環境モニタリング用可搬型発電機は使用しない。◇</p>			<p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（34/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(12) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機による電源供給は、可搬型発電機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約0.5m³の軽油が必要となる。◇</p> <p>(13) 可搬型空気圧縮機 前処理建屋可搬型空気圧縮機，分離建屋可搬型空気圧縮機，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型空気圧縮機，高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型空気圧縮機による水素掃気用の圧縮空気供給及び計装設備の可搬型貯槽液位計への圧縮空気の供給は、可搬型空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約5.9m³の軽油が必要となる。◇ 前処理建屋 約1.4m³ 分離建屋 約1.7m³ 精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 約1.4m³ 高レベル廃液ガラス固化建屋 約1.6m³ 全建屋合計 約5.9m³◇</p> <p>(14) 可搬型計測ユニット用空気圧縮機 可搬型計測ユニット用空気圧縮機による監視設備の保護のため冷却空気の供給は、可搬型計測ユニット用空気圧縮機の起動から7日目までの運転を想定すると、外的事象の地震又は火山の影響の想定によらず、運転継続に合計約4.6m³の軽油が必要となる。◇</p>			<p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p> <p>◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（35/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(15) 冷却機能の喪失による蒸発乾固, 水素掃気機能の喪失による水素爆発及び使用済燃料貯蔵プール等への注水対応時の運搬等に必要な車両</p> <p>軽油用タンクローリ【◇】, 可搬型中型移送ポンプ運搬車, ホース展張車, 運搬車【◇】, 監視測定用運搬車【◇】, ホイールローダ【◇】及びけん引車【◇】による燃料及び可搬型重大事故等対処設備の運搬及び設置並びにアクセスルートの整備については, 外的事象の地震を想定した場合, 7日間の運転継続に合計約5.0m³の軽油が必要となる。【◇◇◇◇◇◇◇◇】</p> <p>また, 外的事象の火山の影響を想定した場合, 7日間の運転継続に合計約5.0m³の軽油が必要となる。◇◇◇◇◇◇◇◇</p>			<p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。</p> <p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：抑制 00-01 別紙 1①別添（第四十四条工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（36/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>(ホ) 重大事故等の同時発生時に必要な電源の評価</p>	<p>7.8.3.3 電源の評価結果 (1) 各建屋の可搬型排風機等の運転に使用する可搬型発電機 a. 前処理建屋可搬型発電機 前処理建屋可搬型発電機の電源負荷は、前処理建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約21kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇ ◇◇ 前処理建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇ b. 分離建屋可搬型発電機 分離建屋可搬型発電機の電源負荷は、分離建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約22kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約55kVAの給電が必要である。◇◇◇ 分離建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇ c. ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の電源負荷は、精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する精製建屋及びウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約39kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約73kVAの給電が必要である。◇◇◇ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ◇：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（37/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>外的事象の地震を要因とした場合の重大事故等の同時発生時に必要な電源で、電源負荷と供給容量で最も安全余裕が小さい可搬型排気モニタリング用発電機でも、必要負荷約1.8kVAに対し、【固】供給容量約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。固</p>	<p>d. 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の電源負荷は、高レベル廃液ガラス固化建屋における冷却機能の喪失による蒸発乾固及び水素掃気機能の喪失による水素爆発時の大気中への放射性物質の放出量の低減のために使用する可搬型排風機等の運転に必要な負荷として約19kVAであり、可搬型排風機の起動時を考慮すると約53kVAの給電が必要である。③⑥⑩ 高レベル廃液ガラス固化建屋可搬型発電機の供給容量は、約80kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑩</p> <p>(2) 可搬型排気モニタリング用発電機 可搬型排気モニタリング用発電機の電源負荷は、主排気筒を介して、大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約1.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約1.8kVAである。⑩ 可搬型排気モニタリング用発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。⑩</p>			<p>⑩：蒸発乾固 00-01 別紙 1①別添（第三十九条冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）において示すため。 ⑩：水素爆発 00-01 別紙 1①別添（第四十条放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）において示すため。 ⑩：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ⑩：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。 固, ⑩：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（38/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(3) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の電源負荷は、使用済燃料貯蔵プール等への注水に必要な負荷として、約109 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮すると約158 kVAの給電が必要である。◇◇◇◇ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機の供給容量は約200 kVAあり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(4) 制御建屋可搬型発電機 制御建屋可搬型発電機の電源負荷は、制御建屋の中央制御室にとどまるための換気機能を確保する際に、中央制御室の空気を清浄に保つために使用する制御建屋の可搬型送風機の運転等に必要な負荷として約24 kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約52 kVAの給電が必要である。◇◇◇ 制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約80 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(5) 可搬型環境モニタリング用発電機 可搬型環境モニタリング用発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約0.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8 kVAである。◇ 可搬型環境モニタリング用発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(6) 可搬型気象観測用発電機 可搬型気象観測用発電機の電源負荷は、敷地内において風向、風速その他の気象条件の測定に必要な負荷として、約0.8 kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8 kVAである。 ◇ 可搬型気象観測用発電機の供給容量は、約3 kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。 ◇：制御室（SA）00-01 別紙 1①別添（第四十八条制御室等）において示すため。 ◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。 ◇：通信（SA）00-01 別紙 1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。 ◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（39/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(7) 環境モニタリング用可搬型発電機 環境モニタリング用可搬型発電機の電源負荷は、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定に必要な負荷として、約2.4kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約2.4kVAである。◇</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機の供給容量は、約5kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(8) 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の電源負荷は、重大事故等に伴う大気中への放射性物質の放出状況の監視に必要な負荷として、約0.8kVAであり、対象負荷の起動時を考慮しても約0.8kVAである。◇</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(9) 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機 緊急時対策建屋の電源設備は、非常用電源系統とは異なる代替電源として独立した設計としている。◇</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の電源負荷は、緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備の機能を維持するために必要な負荷として約1,200kVAの給電が必要である。◇◇</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の供給容量は、約1,700kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p> <p>(10) 情報把握計装設備の可搬型発電機 情報把握計装設備の可搬型発電機の電源負荷は、パラメータの伝送に必要な負荷として約1.7kVAであり、可搬型送風機の起動時を考慮すると約1.7kVAの給電が必要である。◇</p> <p>制御建屋可搬型発電機の供給容量は、約3kVAであり、必要負荷に対しての電源供給が可能である。◇</p>			<p>◇：監視 00-01 別紙 1①別添（第四十九条監視測定設備）において示すため。</p> <p>◇：電源 00-01 別紙 1①別添（第四十六条電源設備）において示すため。</p> <p>◇：資源の評価結果を説明したものであるため。</p> <p>◇：通信（SA）00-01 別紙1①別添（第五十一条通信連絡を行うために必要な設備）において示すため。</p> <p>◇：計装 00-01 別紙 1①別添（第四十七条計装設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（40/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>12. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 【要求事項】 再処理事業者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 重大事故等が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。 b) 緊急時対策所が、代替電源設備からの給電を可能とすること。 c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。 d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。 e) 少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>			

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（41/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。◇</p> <p>ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。◇</p> <p>手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。◇</p> <p>a. 重大事故等の対処手順と設備の選定 (a) 重大事故等の対処手順と設備の選定の考え方 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、必要な指示を行うとともに、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し、必要な数の要員を収容する等の非常時対策組織としての機能を維持するために必要な重大事故等の対処手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に自主対策設備及び資機材※を用いた重大事故等の対処手段を選定する。◇</p> <p>※ 資機材：「対策の検討に必要な資料」，「放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）」，「出入管理区画用資機材」及び「飲料水，食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。◇</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (r) 緊急時対策所 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>7.3.9 緊急時対策所 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合（有毒ガスが発生した場合を含む。）においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員を収容できる設計とする。</p>	<p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書（添付書類八）の重大事故等発生時の対処に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（43/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>2) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>3) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>a) 緊急時対策建屋送風機</p> <p>b) 緊急時対策建屋排風機</p> <p>c) 緊急時対策建屋フィルタユニット</p> <p>d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンプ</p> <p>e) 緊急時対策建屋加圧ユニット</p> <p>f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁</p> <p>g) 対策本部室差圧計</p> <p>h) 待機室差圧計</p> <p>i) 監視制御盤</p> <p>4) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計</p> <p>5) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>a) 可搬型屋内モニタリング設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型エリアモニタ ・可搬型ダストサンプラ ・アルファ・ベータ線用サーベイメータ <p>b) 可搬型環境モニタリング設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型線量率計 ・可搬型ダストモニタ ・可搬型データ伝送装置 ・可搬型発電機 ・監視測定用運搬車 <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をするための手段がある。◇</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備及び通信連絡を行うための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) 情報収集装置</p> <p>b) 情報表示装置</p> <p>c) データ収集装置</p> <p>d) データ表示装置</p> <p>2) 通信連絡設備</p> <p>a) 統合原子力防災ネットワークIP電話</p>			<p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（44/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>b) 統合原子力防災ネットワーク I P – F A X</p> <p>c) 統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム</p> <p>d) データ伝送設備</p> <p>e) 可搬型衛星電話（屋内用）</p> <p>f) 可搬型衛星電話（屋外用）</p> <p>g) 可搬型トランシーバ（屋内用）</p> <p>h) 可搬型トランシーバ（屋外用）</p> <p>i) 一般加入電話</p> <p>j) 一般携帯電話</p> <p>k) 衛星携帯電話</p> <p>l) ファクシミリ</p> <p>m) ページング装置</p> <p>n) 専用回線電話</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内に収容するための手段がある。◇</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <p>1) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）</p> <p>2) 出入管理区画用資機材</p> <p>3) 飲料水, 食料等</p> <p>4) 可搬型照明</p> <p>緊急時対策所の電源として, 代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p>1) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>a) 緊急時対策建屋用発電機</p> <p>b) 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線</p> <p>c) 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線</p> <p>d) 燃料油移送ポンプ</p> <p>e) 燃料油配管・弁</p> <p>f) 重油貯槽</p> <p>g) 緊急時対策建屋用電源車</p> <p>h) 可搬型電源ケーブル</p> <p>i) 可搬型燃料供給ホース</p>			<p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（45/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(ii) 重大事故等対処設備, 自主対策設備及び資機材</p> <p>技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条にて要求される緊急時対策所, 緊急時対策建屋の遮蔽設備, 緊急時対策建屋送風機, 緊急時対策建屋排風機, 緊急時対策建屋フィルタユニット, 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ, 緊急時対策建屋加圧ユニット, 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁, 対策本部室差圧計, 待機室差圧計, 監視制御盤, 可搬型酸素濃度計, 可搬型エリアモニタ, 可搬型ダストサンブラ, アルファ・ベータ線用サーベイメータ, 可搬型線量率計, 可搬型ダストモニタ, 可搬型データ伝送装置, 可搬型発電機, 監視測定用運搬車, 情報収集装置, 情報表示装置, データ収集装置, データ表示装置,</p> <p>統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, データ伝送設備, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋外用), 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話, ファクシミリ, ページング装置及び専用回線電話は重大事故等対処設備として設置及び配備する。別紙1①(5/76)へ</p> <p>二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度は, 酸素濃度と同様, 居住性に関する重要な制限要素であることから, 可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は, 可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p>	<p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>(c) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モ</p>	<p>7.3.9 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は, 重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>緊急時対策所は, 再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため, 統合原子力防災ネットワークIP電話, 統合原子力防災ネットワークIP-FAX, 統合原子力防災ネットワークTV会議システム, データ伝送設備, 可搬型衛星電話(屋内用), 可搬型衛星電話(屋外用), 可搬型トランシーバ(屋内用), 可搬型トランシーバ(屋外用), 一般加入電話, 一般携帯電話, 衛星携帯電話, ファクシミリ, ページング装置及び専用回線電話を設置及び設ける設計とする。</p> <p>7.3.9.1 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は, 重大事故等が発生した場合(有毒ガスが発生した場合を含む。)においても, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 居住性を確保するため, 緊急時対策建屋送風機, 緊急時対策建屋排風機, 緊急時対策建屋フィルタユニット, 主配管(緊対所換気系), 緊急時対策建屋加圧ユニット, 主要弁, 主配管(待機室加圧系), 対策本部室差圧計, 待機室差圧計及び監視制御盤で構成する。</p> <p>7.3.9.2 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は, 重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。</p> <p>7.3.9.3 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は, 重大事故等が発生した場合において, 当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう, 可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設</p>	

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（46/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>緊急時対策建屋の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統の460V緊急時対策建屋用母線、燃料油移送ポンプ、燃料油配管・弁及び重油貯槽は、常設重大事故等対処設備として設置する。</p> <p>これらの選定した設備は、技術的能力審査基準及び事業指定基準規則第四十六条及び技術基準規則第五十条に要求される設備を全て網羅している。Ⓓ</p>	<p>ニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>(e) 緊急時対策建屋情報把握設備 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置を常設重大事故等対処設備として設置する。 また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）の重大事故等対処設備に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>7.3.9.4 緊急時対策建屋情報把握設備 緊急時対策建屋情報把握設備は、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる情報収集装置及び情報表示装置で構成する。 また、データ収集装置及びデータ表示装置を常設重大事故等対処設備として位置付け、重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設計とする。</p> <p>7.3.9.5 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋電源設備の電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、発電機室送風機、主配管（緊対所発電機室系）、6.9kVメタクラ、460Vパワーセンタ、105V対策本部室分電盤、460Vコントロールセンタ、105V無停電電源装置、105V無停電分電盤、110V充電器盤、110V蓄電池、DG始動用充電器盤、DG始動用蓄電池、105Vサーバ室分電盤、105V居室系分電盤、105V計測交流電源盤、105V無停電交流分電盤、105V無停電電源装置（データ収集装置用）及び360V蓄電池及び燃料油移送ポンプで構成する。 燃料補給の流路として、主配管（緊対所燃料補給設備系）を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p>	<p>Ⓓ：設備選定の考え方を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（47/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>以上の重大事故等対処設備において、緊急時対策所の居住性を確保するとともに、再処理施設の内外の通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。合わせてその理由を示す。◇</p> <p>1) データ収集装置 2) データ表示装置</p> <p>上記の1)及び2)の設備は、地震により機能喪失するおそれがあることから、重大事故等対処設備とは位置付けないが、機能が維持されている場合は、迅速性の観点から事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備として設置する。◇</p> <p>3) 緊急時対策建屋用電源車 4) 可搬型電源ケーブル 5) 可搬型燃料供給ホース</p> <p>また、3)、4)及び5)の設備は降下火砕物の侵入を防止できないなど、重大事故等対処設備に対して求められるすべての環境条件等に適合することができないおそれがあるが、重大事故等発生時における環境条件等に依りて適切に対処することができ、当該電源車の健全性が確認できた場合には、移動、設置及びケーブルの接続等に時間を要するものの、緊急時対策建屋用発電機の代替手段として有効であることから、自主対策設備として配備する。対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）、出入管理区画用資機材、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。◇</p> <p>ii. 手順等 上記のi.により選定した重大事故等の対処手段に係る手順を整備する。◇</p> <p>これらの手順は、非常時対策組織の要員の対処として「重大事故等発生時対応手順書」に定める。（第12-1表）◇</p> <p>重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第12-2表及び第12-3表）◇</p> <p>また、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）、出入管理区画用資機材、飲料水、食料等の通常時における管理並びに運用は、防災管理部長が実施する。◇</p>			<p>◇：一連の対応手順において使用する設備を列記している項であり、重大事故等対処設備に対する設計要求ではないため。</p> <p>◇：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（48/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>方針目的 【居住性を確保するための措置】 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。⑬</p>	<p>b. 重大事故等時の手順等 (a) 居住性を確保するための措置 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。⑭</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放射性物質が放出する場合、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備及び監視測定設備の放射線監視設備及び代替モニタリング設備により、放出する放射性物質による線量当量率を測定及び監視し、緊急時対策建屋換気設備により放射性物質の流入を低減することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばくを抑制する。 また、緊急時対策所内の線量当量率等を可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにて測定及び監視する。⑮</p> <p>さらに、緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の範囲にあることを把握する。⑯</p>			<p>⑭, ⑮：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（49/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。☑</p> <p>【必要な数の要員の収容に係る措置】 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。☑</p> <p>外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。☑</p> <p>緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大 360 人を収容できる。なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約 50 人である。また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。☑</p> <p>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】 重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。☑</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の 6.9 kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の 460 V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。☑</p>				<p>☑：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>☑：収容人数の詳細を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（50/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 居住性を確保するための措置 緊急時対策所立ち上げの手順 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。㊦</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。㊦</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。㊦</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。㊦</p>	<p>i. 緊急時対策所立ち上げの手順 重大事故等が発生するおそれがある場合等[*]1、緊急時対策所を使用し、非常時対策組織を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。㊦</p> <p>※1 非常時体制の発令により、非常時対策組織を設置する場合として、運転時の異常な過度変化、設計基準事故も含める。㊦</p> <p>(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順 外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動する。㊦</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、「iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等」に基づき居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の切替手順を整備する。㊦</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。㊦</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。㊦</p> <p>2) 起動確認手順 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順の概要は以下のとおり。㊦</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の切替概要図を第12-5図に、緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順のタイムチャートを第12-6図に示す。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（51/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は，緊急時対策所の居住性確保の観点から，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。㊦</p>	<p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し，監視制御盤にて起動状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後，緊急時対策建屋内において，緊急時対策建屋換気設備の起動確認を指示してから，非常時対策組織の本部長1人，非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い，5分以内に対処可能である。㊦</p> <p>以上のことから，重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。㊦</p> <p>(ii) 緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は，緊急時対策所の居住性確保の観点から，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順を整備する。㊦</p> <p>また，緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。㊦</p> <p>2) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順の概要は以下のとおり。㊦</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は，手順着手の判断基準に基づき，非常時対策組織の要員に緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は，対策本部室にて可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配置，起動し，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は，第12-7図</p>			<p>㊦, ㊦：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（52/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 居住性を確保するための措置 原子力災害対策特別措置法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順に着手する。㊦</p>	<p>を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。㊦ 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。㊦</p> <p>ii. 原災法第十条特定事象発生のおそれがある場合の手順 (i) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定手順 重大事故等が発生した場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率及び放射性物質濃度）を行うために、緊急時対策所において可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータにより測定する手順を整備する。㊦ また、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断にも使用する。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準 原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。㊦</p> <p>2) 操作手順 可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータによる測定手順の概要は以下のとおり。㊦</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータの配置及び測定を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、対策本部室にて可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを配置及び起動し、緊急時対策所内の線量当量率及び放射性物質濃度の測定を行う（測定範囲は、第12-7図を参照）。</p>			<p>㊦, ㊧：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（53/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順</p> <p>重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順に着手する。㊦</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。㊦</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。㊦</p>	<p>3) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、10分以内に対処可能である。㊦</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。㊦</p> <p>(ii) 緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定手順</p> <p>重大事故等が発生した場合は、放出する放射性物質による指示値を確認し、緊急時対策建屋換気設備の切替操作を行うための判断に使用するため、可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタにより測定する手順を整備する。㊦</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタによる測定結果は、可搬型データ伝送装置により緊急時対策所に伝送する。㊦</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。㊦</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。㊦</p> <p>2) 操作手順</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質の濃度測定手順の概要は以下のとおり。㊦</p> <p>可搬型環境モニタリング設備による空気中の線量当量率及び放射性物質濃度の測定手順のタイムチャートを第12-8図に示す。㊦</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、放射線対応班の班員に可搬型環境モニタリング設備による線量当量率及び放射性物質濃度の測定を指示する。</p> <p>② 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を監視測定用運搬車に積載し、設置場所まで運搬する。</p>			<p>㊦, ㊦：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（54/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>③ 可搬型環境モニタリング設備の電源は、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機から給電する。可搬型発電機に必要な軽油は、軽油貯槽から軽油用タンクローリにより運搬し、給油することにより、給電開始から7日以上稼働が可能である。</p> <p>④ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備を設置し、緊急時対策建屋周辺における線量当量率を連続測定するとともに、空気中の放射性物質を捕集及び測定する。</p> <p>⑤ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の設置状況及び測定結果を記録し、緊急時対策所への伝送が確立するまでの間、通信連絡設備により定期的に緊急時対策所に連絡する。</p> <p>⑥ 放射線対応班の班員は、可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置を可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタに接続し、測定データを無線により緊急時対策所に伝送する。また、伝送した測定データは、緊急時対策所において緊急時対策建屋情報把握設備により監視及び記録する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人で行い、1時間以内に対処可能である。Ⓓ</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。Ⓓ</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。Ⓓ</p> <p>さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。Ⓓ</p>			<p>Ⓓ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（55/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 居住性を確保するための措置 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物を含む有毒ガスの発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。㊦</p>	<p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。㊦ 夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。㊦</p> <p>iii. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。㊦</p> <p>(i) 緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員について 緊急時対策所には、支援組織の要員及び実施組織並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。 気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれのある場合は、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋加圧ユニットにより空気を供給することで、非常時対策組織の要員の約50人がとどまり活動を継続することができる。</p> <p>(ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素酸化物を含む有毒ガスの発生（以下、「窒素酸化物の発生」という。）により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順を整備する。㊦</p>	<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (4) その他の主要な事項 (ix) 緊急時対策所 緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）の緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>7.3.9 緊急時対策所 緊急時対策所は、重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びにMOX燃料加工施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p>	<p>㊦：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p> <p>㊦, ㊦：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（56/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>1) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合。Ⓕ</p> <p>緊急時対策建屋換気設備による再循環モード切替判断のフローチャートを第12-9図に示す。Ⓕ</p> <p>2) 操作手順 再循環モードへの切替手順の概要は以下のとおり。Ⓕ</p> <p>再循環モードへの切替手順のタイムチャートを第12-10図に示す。Ⓕ</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへの切り替えを指示する。また、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、必要に応じ、防護具の着用を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認後、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを開閉操作並びに再循環ラインのダンパを開閉操作すること。）をするとともに、緊急時対策建屋排風機の停止により、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える。</p> <p>③ その後、停止した緊急時対策建屋排風機の弁及びダンパの開閉操作を行い、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧を確認する。</p> <p>④ 再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は対策本部室の差圧の低下により居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居</p>			<p>Ⓕ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（57/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。㊦</p>	<p>住性を確保する。 また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。㊦</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の再循環モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間40分以内に対処可能である。㊦</p> <p>(iii) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順 再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合に、緊急時対策建屋加圧ユニットにより加圧する手順を整備する。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準 再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがあると判断した場合。㊦ 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧判断のフローチャートを第12-9図に示す。㊦</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の手順の概要は以下のとおり。㊦ 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧手順のタイムチャートを第12-11図に示す。㊦</p>			<p>㊦, ㊦：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（58/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。☒</p>	<p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の準備を指示する。 ② 非常時対策組織の本部長は、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出した場合、不要な被ばくを防ぐため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員へ再処理事業所の外への一時退避を指示する。 ③ 非常時対策組織の要員は、待機室に移動し、緊急時対策建屋換気設備の手動ダンプの閉操作及び扉を閉とする。 ④ 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所の居住性を確保できなくなるおそれがあると判断した場合は、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を指示する。 ⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を開操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を開始する。 ⑥ 非常時対策組織の要員は、差圧が確保されていることを確認する。 3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、待機室において、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧の開始を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、45分以内に対処可能である。☒ 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧操作は、手動弁の開操作であり、速やかに対処が可能である。☒ (iv) 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合に、緊急時対策建屋換気設備を緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順を整備する。☒</p>			<p>☒, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（59/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>1) 手順着手の判断基準 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下したと判断した場合。Ⓓ</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧停止判断のフローチャートを第12-9図に示す。Ⓓ</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切替手順の概要は以下のとおり。Ⓓ</p> <p>外気取入加圧モードへの切替手順のタイムチャートを第12-12図に示す。Ⓓ</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態を確認するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定を開始する。</p> <p>③ ダンパを開操作するとともに緊急時対策建屋排風機を起動し、給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを閉操作し、緊急時対策建屋換気設備を外気取入加圧モードへ切り替える。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は、設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋換気設備の運転状態及び差圧が確保されていることを確認する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、待機室において緊急時対策建屋換気設備の手動ダンパ開操作及び緊急時対策建屋加圧ユニットの手動弁を閉操作し、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を停止する。</p>			<p>Ⓓ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（60/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>対応手段等 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順 重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間、通信連絡設備により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を実施する手順に着手する。☒</p>	<p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の外気取入加圧モードへの切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、2時間30分以内に対処可能である。☒</p> <p>(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。☒ また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。☒ 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。☒ 外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。☒</p> <p>i. 緊急時対策所におけるパラメータの情報収集手順 重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備による情報伝送準備ができるまでの間、通信連絡設備により、必要なパラメータの情報を収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行うための手順を整備する。☒ 必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。☒</p>			<p>☒, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒ : 通信 00-01 別紙 1①別添（第五十一条通信連絡設備）において示すため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（61/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順 重大事故等が発生した場合に、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順に着手する。㊦</p> <p>対応手段等 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。㊦</p>	<p>ii. 緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視手順 重大事故等が発生した場合に、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置により重大事故等に対処するために必要なパラメータを監視する手順を整備する。㊦</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の立ち上げを判断した場合。㊦</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋情報把握設備による監視手順の概要は以下のとおり。㊦ なお、緊急時対策建屋情報把握設備のデータ収集装置及びデータ表示装置については、常時、伝送が行われており操作は必要ない。㊦</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視の開始を指示する。 ② 非常時対策組織の要員は、手順着手の判断基準に基づき、情報収集装置への接続を確認し、情報表示装置を起動する。 ③ 非常時対策組織の要員は、情報表示装置により、各パラメータの監視を開始する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋において、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。㊦ 以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。㊦</p> <p>iii. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。㊦</p>			<p>㊦, ㊦：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（62/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。☒</p> <p>対応手段等 必要な数の要員の収容に係る措置 放射線管理 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）及び出入管理区画用資機材の維持管理等 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具を着用する。☒ 緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）及び緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着</p>	<p>iv. 通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。☒ 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第12-4表に、通信連絡設備の系統概要図を第12-13図に示す。☒ 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「13. 通信連絡に関する手順等」にて整備する。☒</p> <p>(c) 必要な数の要員の収容に係る措置 緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。☒ ☒ なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。☒ また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。☒ なお、MOX燃料加工施設と共用した場合であっても飲料水、食料等及び放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）は、再処理施設の重大事故等の対処に悪影響を及ぼさない。☒</p> <p>i. 放射線管理 (i) 放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）及び出入管理区画用資機材の維持管理等 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、支援組織の要員が応急復旧対策の検討、実施等のために屋外で作業を行う際、当該要員は個人線量計及び防護具を着用する。☒ 緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備す</p>			<p>☒, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>☒ : 通信 00-01 別紙 1①別添（第五十一条通信連絡設備）において示すため。</p> <p>☒ : 収容人数の詳細を説明したものであるため。</p> <p>☒ : 飲料水、食料等及び放射線管理用資機材の MOX 燃料加工施設との共用について説明したものであるため。</p> <p>☒, ☒ : 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条（緊急時対策所）（63/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>替え，防護具の着装及び脱装，身体の汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）において使用する出入管理区画用資材を配備するとともに，通常時から維持，管理する。重大事故等時には，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具），出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い，十分な放射線管理を行う。㊦</p> <p>対応手段等 必要な数の要員の収容に係る措置 放射線管理 出入管理区画の設置及び運用手順 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，出入管理区画を設置する手順に着手する。 出入管理区画には，防護具を脱装する脱装エリア，放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け，非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに，出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは，サーベイエリアに隣接して設置し，除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが，拭き取りにて除染ができない場合は，簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。㊦ 簡易シャワーで発生した汚染水は，必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。㊦</p>	<p>るとともに，通常時から維持，管理する。重大事故等時には，放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具），出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い，十分な放射線管理を行う。㊦</p> <p>非常時対策組織の本部長は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため，個人線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また，作業に必要な放射線計測器を用いて作業現場の指示値の測定を行う。㊦</p> <p>なお，緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価の結果は，最大で約4mSvであり7日間で100mSvを超えないが，緊急時対策建屋には，自主対策として全面マスク及び半面マスク等を配備する。また，緊急時対策所において活動する非常時対策組織の要員は，交代要員を確保する。㊦</p> <p>(ii) 出入管理区画の設置及び運用手順 緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，出入管理区画を設置する手順を整備する。 出入管理区画には，防護具を脱装する脱装エリア，放射性物質による要員又は物品の汚染の有無を確認するためのサーベイエリア及び汚染を確認した際に除染を行う除染エリアを設け，非常時対策組織の要員が汚染検査及び除染を行うとともに，出入管理区画の汚染管理を行う。 除染エリアは，サーベイエリアに隣接して設置し，除染はアルコールワイプや生理食塩水での拭き取りを基本とするが，拭き取りにて除染ができない場合は，簡易シャワーにて水洗いによる除染を行う。㊦ 簡易シャワーで発生した汚染水は，必要に応じて紙タオルへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。㊦</p>	<p>緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。</p> <p>事業変更許可申請書（添付書類八）の出入管理区画に関する方針は、事業変更許可申請書（本文四号）と同じ内容であり、設工認基本設計方針に反映済みである。</p>	<p>7.3.9 緊急時対策所 緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，作業服の着替え，防護具の着装及び脱装，身体汚染検査並びに除染作業ができる出入管理区画を設置する設計とする。</p>	<p>㊦, ㊧：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p> <p>㊦, ㊧：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（64/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。☒</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。☒</p>	<p>また、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合は、可搬型照明を配備する。☒</p> <p>出入管理区画用資機材は、出入管理区画内に保管する。☒</p> <p>1) 手順着手の判断基準 非常時対策組織の本部長が原災法第十条特定事象が発生するおそれがあると判断した場合。☒</p> <p>2) 操作手順 出入管理区画の設置及び運用の手順の概要は以下のとおり。☒</p> <p>出入管理区画設置のタイムチャートを第12-14図に示す。☒</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋の出入口付近に出入管理区画の設置を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は、出入管理区画設置場所の全照明が消灯した場合、可搬型照明を設置し、照明を確保する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、出入管理区画に出入管理区画用資機材を準備、移動及び設置し、床及び壁等の養生シートの状態を確認する。</p> <p>④ 非常時対策組織の要員は、各エリア間にバリアを設けるとともに、入口に粘着マット等を設置する。</p> <p>⑤ 非常時対策組織の要員は、簡易シャワー等を設置する。</p> <p>⑥ 非常時対策組織の要員は、脱装した防護具を回収するロール袋及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、作業開始を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員3人の合計4人で行い、1時間以内に対処可能である。☒</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。☒</p>			<p>☒, ☒: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（65/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>緊急時対策建屋換気設備の切替手順 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える手順に着手する。㊦</p> <p>対応手段等 必要な数の要員の収容に係る措置 放射線管理 飲料水、食料等の維持管理 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。㊦ 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。㊦</p>	<p>(iii) 緊急時対策建屋換気設備の切替手順 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要となった場合は、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側へ切り替える手順を整備する。㊦</p> <p>1) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策建屋換気設備が故障する等、切り替えが必要と判断した場合。㊦</p> <p>2) 操作手順 緊急時対策建屋換気設備を待機側に切り替える手順の概要は以下のとおり。㊦ 緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャートを第12-15図に示す。㊦</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて機器状態及び差圧の確認後、ダンパを開操作し、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットを待機側に切り替える。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策所内の差圧が確保されていることを確認後、停止機器のダンパ又は弁の閉操作を実施する。</p> <p>3) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、緊急時対策建屋換気設備の切り替えを指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、1時間以内に対処可能である。㊦</p> <p>ii. 飲料水、食料等の維持管理 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。㊦ 非常時対策組織の本部長は、重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。㊦</p>			<p>㊦, ㊧：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（66/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。☒</p> <p>対応手段等 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置 緊急時対策建屋用発電機による給電手順 緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が自動起動し、緊急時対策建屋高压系統の 6.9kV 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。☒</p>	<p>また、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。☒</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安（アルファ線を放出する核種 $7 \times 10 - 7 \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満、アルファ線を放出しない核種 $3 \times 10 - 4 \text{ Bq} / \text{cm}^3$ 未満）より高くなった場合であっても、非常時対策組織の本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>☒</p> <p>(d) 緊急時対策建屋電源設備からの給電措置 重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために、代替電源設備から給電するための手順を整備する。☒</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統の 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統の 460V 緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。☒</p> <p>i. 緊急時対策建屋用発電機による給電手順 緊急時対策建屋用発電機の多重性が確保されている状態において、外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋用発電機が 2 台自動起動し、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の 6.9kV 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。☒</p> <p>緊急時対策建屋用発電機の 1 台が起動しない場合又は停止した場合でも、緊急時対策建屋用発電機の 2 台目が自動起動しているため、電圧及び周波数が定格値になると緊急時対策建屋高压系統の 6.9kV 緊急時対策建屋用母線に自動で接続し、緊急時対策所の必要な負荷に給電する。☒</p>			<p>☒, ☒: 対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（67/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。☒</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。☒</p>	<p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。☒</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、緊急時対策建屋用発電機の運転に影響を及ぼすおそれがある場合は、給気フィルタの交換を行う。☒</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始し、外部電源が喪失した場合。☒</p> <p>(ii) 操作手順 自動起動する緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策建屋の電源系統概略図を第12-16図に、燃料供給系統概略図を第12-17図に、緊急時対策建屋用発電機による給電を確認する手順のタイムチャートを第12-18図に示す。☒</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策所の給電状態の確認を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））の受電遮断器が投入していることを確認し、自動起動した緊急時対策建屋用発電機（（A）及び（B））により給電していること、電圧及び周波数を確認し、非常時対策組織の本部長へ報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 本対策の実施判断後、緊急時対策建屋内において、自動起動した緊急時対策建屋用発電機から給電されていることの確認を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員2人の合計3人で行い、5分以内に対処可能である。☒</p> <p>以上のことから、重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出に至るまで十分な余裕があることから問題なく対処することができる。☒</p>			<p>☒, ☒：対処の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（68/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>ii. 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止した場合に、緊急時対策建屋用電源車を配備することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。◇</p> <p>(i) 手順着手の判断基準 外部電源が喪失し、自動起動する緊急時対策建屋用発電機（（A）又は（B））が故障等により起動しない場合又は停止したと判断した場合。◇</p> <p>(ii) 操作手順 緊急時対策建屋用電源車による、緊急時対策所に給電する手順の概要は以下のとおり。◇ 緊急時対策建屋用電源車による給電手順のタイムチャートを第12-19図に示す。◇</p> <p>① 非常時対策組織の本部長は、手順着手の判断基準に基づき、非常時対策組織の要員に緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示する。</p> <p>② 非常時対策組織の要員は設備監視室へ移動し、監視制御盤にて緊急時対策建屋電源設備の状態を確認し、緊急時対策建屋用電源車を外部保管エリアから緊急時対策建屋近傍に移動し、緊急時対策建屋用電源車接続口まで可搬型電源ケーブルを敷設し、接続口に接続する。 また、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋の燃料供給配管まで可搬型燃料供給ホースを敷設し、接続口に接続する。</p> <p>③ 非常時対策組織の要員は、緊急時対策建屋用電源車から緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、緊急時対策建屋用電源車による給電が可能であることを非常時対策組織の本部長に報告する。</p>			<p>◇：自主対策設備による重大事故等対策の具体的内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（69/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>本対策の実施判断後、緊急時対策建屋用電源車による給電準備を指示してから、非常時対策組織の本部長1人、非常時対策組織の要員6人の合計7人で行い、可搬型燃料供給ホースの接続口への接続まで2時間以内に対処可能である。Ⓔ</p> <p>本対処は、時間及び要員数に余裕がある際に実施するため、重大事故等対処設備を用いた対応に悪影響を及ぼすことはない。Ⓔ</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。Ⓔ</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。Ⓔ</p> <p>さらに、非常時対策組織の要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、非常時対策組織の要員の被ばく線量を可能な限り低減する。Ⓔ</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。Ⓔ</p> <p>夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。Ⓔ</p>			<p>Ⓔ：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

事業変更許可申請書 本文八号及び添付書類八の事業変更許可申請書 本文四号及び設工認申請書（本文）との対応表
 第三十条, 第五十条 （緊急時対策所）（70/70）

事業変更許可申請書（本文八号）	事業変更許可申請書（添付書類八）	事業変更許可申請書（本文四号）	設工認申請書（本文）	設工認に該当しない理由
<p>配慮すべき事項</p> <p>作業性 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。☒</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。☒</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。☒</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。☒</p> <p>燃料給油 緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。☒</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。☒</p> <p>放射線管理放射線防護 重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。☒</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。☒</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。☒</p>				<p>☒：対処の具体的な内容を説明したものであるため。</p>

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）
- ・共通項目記載部分の分割

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項の展開（別紙4の反映）
- ・補足説明すべき項目の追記
- ・共通項目記載部分の分割

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・基本設計方針の展開（別紙1の反映）
- ・本文・添付書類間、添付書類・添付書類間のつながりの比較表の作成
- ・添付書類記載事項の充実（上記のつながりを受けて、根拠の記載を拡充する等の対応）

別紙 5

補足説明すべき項目の抽出

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・添付書類記載事項を受けた補足説明すべき項目の再洗い出し及び追記
- ・共通項目記載部分の分割

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本資料は、以下に示す項目は反映されていない。

- ・ 記載の体裁の確認（変更前の記載がない場合の記載作法）
- ・ 基本設計方針の展開（別紙 1 の反映）
- ・ 共通項目記載部分の分割